

第二十二回 参議院建設委員会會議録第二十二号

(三七三)

昭和三十年七月十二日(火曜日)午前十一時四分開会

出席者は左の通り。

委員長 石川 榮一君
理事 石井 桂君
赤木 正雄君
近藤 信一君
武藤 常介君

委員

石原幹市郎君
小澤久太郎君
西岡 ハル君
宮本 邦彦君
北勝太郎君
村上 義一君
湯山 勇君
田中 一君
堀木 鎌三君
遠藤 柳作君

國務大臣

竹山祐太郎君

政府委員

石破 二期君

建設大臣官房長

菊池 瑞三君

事務局側

常任委員 会専門員 武井 篤君

説明員

大蔵省理財局 牧野 誠一君

地方資金課長 建設省住宅局 鎌田 隆男君

住宅建設課長 参考人 佐藤 基君

参考人

東京都副知事 佐藤 基君

東京都財務局長 畑 市次郎君
東京都建築局長 藤本勝満露君

本日の会議に付した案件

○公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席に関する件

○委員長(石川榮一君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

ここで皆さんに御紹介申し上げますが、埼玉地区参議院議員補欠選挙におきまして、遠藤柳作氏が御当選になりました。当委員会の委員にせられることになりました。ここで御紹介申し上げます。どうかよろしくお願いいたします。

○委員長(石川榮一君) 「公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件」を議題に供します。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 速記を続け

ては、お諮りいたします。参考人として出席要求をいたしております東京副知事安井誠一郎君から、昨十一日議長あて書面をもって、本日の委員会に出席できない旨の回答がございました。理由は、全国知事会が開催せられておる、同君が会議の会長を務めておるために、本意ながら出席し得ないとのことです。そこで副知事の佐藤基君を代理として出席させるから、よろしく御交際のいたしたいとの御返事でござ

います。以上のような次第でありますので、この際佐藤副知事及び東京都財務局長畑市次郎氏、東京都建築局長藤本勝満露氏、この三氏を参考人として本件の御意見を聞くことにいたしましたと思ひますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石川榮一君) 御異議はないと認めます。それでは佐藤参考人及び藤本参考人から御意見を承ねることと決定いたしました。

御意見を聞きますことは、「公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件」についてでございます。参考人の方の御出席を願ひます。

参考人の方々にお願いいたしますが、大へん失礼ですが、副知事佐藤君、財務局長畑君、建築局長藤本君自己紹介をお願いしたいのですが……佐藤君。

○参考人(佐藤基君) 私佐藤でございます。知事の代理として参りました。どうぞよろしく願ひいたします。

○委員長(石川榮一君) 財務局長の畑市次郎氏、建築局長藤本勝満露氏、暑いから上衣をお取りになって下さい。質疑のおありの方は逐次御発言を願ひます。

○赤木正雄君 第一期公営住宅建設三カ年計画の都道府県別実施状況調査をもらいましたが、その中で、東京都は、二十八年年度に五千三百六十七戸、マイナスは千戸、二十九年年度に四千九百十戸、マイナスは千五百戸となっております。

ます。都民の多くの人々は一日も早く住宅の建設されるのを要望して、ことに東京都のごときは、一そうその要望が多いと思ひます。しかるにかかわらず、東京都で、お話しのように住宅は十分建っていない。その原因、いろいろな事情がありましようが、それを詳細にお話し願ひたい。

○参考人(佐藤基君) ただいまお示しのように、三カ年計画が予定通りいかなかったということは、私どももいたしました。ただどうしていかなかったかという問題であります。これについてはいろいろ事情もあると思ひますが、要するに財政関係なのであります。さらにこれをもう少し敷衍しますと、一戸当りの単価というものの決定について、東京のようなところは他の場所と違つて相当単価が高いのであります。ところが、政府で決定しておる単価というものは、必ずしも東京の実情に合わない。そこでその補助単価を基礎として二分の一とか三分の二の補助を決定せられる。しかしながら、実質上の問題といたしましては、二分の一にはもちろん足らんし、三分の二にも足らんと、そこで財政的ギャップが生ずる。そういう関係で、そういうものを何とかして埋めなきゃならんという関係があります。ことに過去三年間の財政計画を見ますと、これは御批判もあるかと思ひますが、公債財源に相当大きな額を期待しておつたのであります。ところが、財政あ

るいは金融の事情等からこちらで期待しただけの公債の発行が認められないという状況になりました。それからいって公債が認められないからその限度においては建築を打ち切るということはいはしません。都の財政の許す限り他の財源、つまり税財源でございますが、一般財源からできるだけの補充をしたのであります。ところがここに表にありますが、結果といたしましてはこういふふうな遺憾な結果になったのであります。なお、公債の発行についての政府の許可、これは私どもから申しますと、その許可が適時に行われれば、建築も比較的早くできるのであります。何と申しましたも、年度末の二月、三月ごろに許可になったのでは、かりに許可になつてもその金を使う立場になります。という、とても建築が間に合わないの、そういう点も政府において十分お考えを願ひたいというふうに思つております。大体はそういうことであります。なお詳しいことにつきましては所管の局長から必要によつて御説明いたします。

○赤木正雄君 今のお話はばくたるものであります。なお詳細にその点を確かめておきたいと思ひます。

○参考人(藤本勝満露君) ただいま副知事から御説明をいたしました通り、まず補助単価の問題でございますが、これは政府の全国的な基準に基づく補助単価と、それから東京都の実際に

が、この点につきましては、まあ、現在におきましては相当認められておりますけれども、当時におきましては、実績と基準単価というものが、ことに土地の購入につきまして、購入の単価と開きが相当ありまして、結局全体としてしましましては、半額補助ということになります。実績面においては大体四割程度に当るような状況になっているわけでありまして、また起債の財源につきましては、この時期のずれと、それからその額の問題とがあるわけでございますが、実は二十七、二十八、二十九年度、この三年間におきまして、当初の予算において四十四億八千七百万円を当初予算に計上したのでございまして、三カ年間の間に承認をされた額は合計十六億五千万ということになりました。差引未承認が二十八億三千七百万円、こういう状況でございます。しかし先ほど副知事が申しましたように、起債が未承認になっているから仕事をしないというふうな状況ではなくて、この二十八億三千七百万円を一般財源に振りかえて仕事をしたわけでございますが、その振りかえた額は合計におきまして二十三億二千七百万円を一般財源に振りかえておるわけでございます。従って差し引き五億四角程度は結局起債の部面におきまして未消化になった、一般財源を振りかえるだけの財政余裕が得られなかった、こういうような実情でございます。なお起債の時期のおくれましたことにつきましては、これは仕事をやります私たちがいたしましては結局この氣候のいい、しかも年度の前半期に承認をいただけるということになりますれば、仕事の計画もそれからまた仕事

の態勢も非常に工合がいいのでございまして、諸般の状況からおくれているというために、どうしても仕事が勢いよく進んで出てくる、繰り越しのほかさらに未消化分も出てくる、こういうような関係になるわけでございます。以上でございます。

○赤木正雄君 今補助単価が実際に非常に安い、あるいは半額の補助が四割程度にしか当らないというお話がありました。これは場所によつていろいろとありまして、具体的な例を一つ話してはいい。

○参考人(藤本勝満君) 補助単価の点につきましては、建築費の方の關係はそれほどの開きを示しておりません。主として宅地取得の点におきまして相当の開きをきたしておるようなわけでございまして、具体的に……ちよつと今具体的に資料を……この資料の中に入つておられますから、ちよつとお待ちを願いたいと思います。すぐ申し上げます。

○赤木正雄君 今お手元になんかあります。この建築費の方にいたしまして、あるいはことに宅地の問題にいたしまして、やはり今後どういふふうにこの法案審議の上にわれわれ考えなければならぬかという点があると思います。なるべく早くこの實際問題を私は伺いたい。それによつてやはり建設省の方にも質問せんければならぬかと思ひますから……

○石原幹市郎君 建設省の方にちよつと伺つておきたいのですが、いわゆる補助なんかの単価の見積りは全国全然一律でやつておるわけですか。

○政府委員(石破二郎君) 全国一律でございます。

○石原幹市郎君 大体どういふふうになつてゐるのか、大まかにいいですか……

○政府委員(石破二郎君) 予算は御承知の通り全国一本の、建築費につきましても、土地費につきましても全国一律の単価ではおいておるわけでございますが、それを實際に配分します際には、その土地々々の大体的建築費の状況、並びに土地取得費の状況、これを勘案いたしまして差等をつけて配分をいたしております。

○石原幹市郎君 もうちよつと具体的にどうですか、全国どのくらい段階に分けてゐるのか。

○説明員(鎌田隆男君) 公営住宅の単価につきましては、実施単価につきましては建築費の方と土地費の方との分けて多少違ひますが、建築費につきましては特地区、イ地区、ロ地区、ハ地区と大体四段階に分けております。それから土地につきましては、五段階に分けておる。その組み合わせでできております。

○石原幹市郎君 そうすると建設省の方では大体土地の建築費なり、その地方の事情を見て、そう無理でない単価をはじき出してやつておるつもりですか。

○政府委員(石破二郎君) まあこれは全体の予算の基準の単価の問題に關連のある問題でございますが、やはり先ほど東京都からお話がありました通り、從來十分の事情に合う補助単価というところまでいってないかつた部面もあつたかと思ひます。お話しを通り東京都におきましては本来五割補助すべきものが實際には四割程度というお話がありました。具体的な数字につ

きましては一応別といたしまして、大体それに近いような結果に昨年などはなつたんじゃないか、かように考へております。

○赤木正雄君 かりに建設省といたしましては毎年ごとにどれほど補助し、どの府県がどれほど住宅を建てたというところはこれは調査しておられるのでしよう。

○説明員(鎌田隆男君) はい。

○赤木正雄君 もしも調査しておられるならば、二十八年度において東京都においては、今官房長のお話の通りに補助費も少いんだ、その結果どういふふうに千戸も建たなかつた、そういうことを御承知でありながら補助費を増やなかつた、そのために結果は二十九年度にまた家が建たないのは当然ですが、そういうことを知りながらなげ補助を増やなかつたのです。

○政府委員(石破二郎君) 一番の問題は、土地取得費でございます。御承知の通り最近ここ数年間土地費の値上りが非常に急激でございます。十分の土地費を見込むことができなかったわけでありまして、この公営住宅全体について昭和三十年度の予算について申し上げれば、土地費がこれは耐火と木造とで分けてございまして、木造は大体まあ土地費の安い所に建つという前提に立つわけでございますけれども、昨年は一律に戸当たり四万五千円でございまして、それを今年は耐火分につきましては六万円に上げて予算を編成いたしております。なお東京都、その中でも土地費が高いと申しまして、特

に東京が問題でございます。東京の公営住宅の用地費につきましては特にこの点を考慮いたしまして、昨年は第一種公営住宅について申しますれば戸当たり八万円の土地費を補助の基準にしておつたわけでありまして、今年は先ほどの配付いたしました暫定予算におきましてはこれを十四万円に上げております。あるいはまだこれで不十分かと思ひますけれども、一応今年はこの措置をするにとりまして昨年度より一応考へております。

○赤木正雄君 今戸当たり八万円とおつしやいましたが、これは何程ですか。坪当たり……

○説明員(鎌田隆男君) 鉄筋コンクリートにおきましては大体におきまして戸当たり二十坪要るわけでありまして、その地坪当りの負担は、八万円を二十坪で割りました四万円でありまして、今度は十四万円をやはり二十坪で割りますから約七千円でございます。

○赤木正雄君 単価坪当たり七千円ですが、それは一体どういふところの土地が東京都においては得られるお考えなのでしようか。こういうふうな東京都はだんだん土地が上つております、それで一般の人が住み得るような土地に一万円より低いような坪当りでは、なかなか住宅として建つても、通勤にも非常に不便であり、またいろいろな施設もなし、それこそ家は建つても住む人が困つてしまふという關係もあり、それからこの間もこの委員会でも申しましたが、このいろいろな法を審議しても、それならば交通をよくしなければいかぬ、そういうことを考えると坪当たり一万円以下で、どういふところをお考えになつてゐるか、これは具体的に知りた、そうならば……

○政府委員(石破二郎君) お話しの通り、坪当り七千円で適当な土地を探すという事は、まあなかなか困難なこととは考えておられますけれども、先ほど申し上げました通り、昨年に比べますと約倍近い増加をいたしておりますので、この範囲で一つ東京都でよく御勉強願ひまして適当な土地を探して貰う、こういう趣旨であります。

○赤木正雄君 これは東京都とかあるいは大阪府とかそういう問題でなしに、政府に私はお伺いしているのですが、かりに東京都でも三多摩の奥の方はこれは坪当り一万円しないかも知れません。しかし住宅として住み得るよりなところは一万円くらいで買えとおっしゃつても、東京都の人々もきょう見えておられますが、行つて買えるでしようか、今度逆に政府に聞いてみたくなる、もう少し具体的に一万円で買ひ得るようなところはどこかというところをお考えになつてゐるのですか。

○政府委員(石破二郎君) 私の方でも実は具体的に當つておるわけではありませんが、去年に比べまして一戸当り四千円を七千円に引き上げたところの趣旨を汲んでいただいて、東京都ではこれでやつていただけるものとかように考えております。

○赤木正雄君 先ほど東京都に聞いてみましたが、やはり建築費、ことに土地の費用が非常に上つてゐる。こういうようなお話なんです。でありますから、それを考えると、果して東京都にたくさん家を建てて一般の住宅を困らないようにしなければならぬと思つても、政府の要望し得るようにならぬと、政府は金を出し得るかどうかに問題だと思ふのです。また東京都のマイナ

スの数がふえやせぬか、そういう結果も考えられるのです。私はせつかく東京都の方がおられるのですから、両方から聞いたら一番はつきりするだらうと思ふのです。

○石原幹市郎君 都のほうから七千円くらいでどこにあるか、具体的に聞きたい。

○参考人(藤本勝満君) 七千円、いわゆる環境線の中は私の方としては今の政府の環境線、都の一般財源との関係もございまして、環境線の中で一万五千円以上というものはざらにございまして、それは公営の環境線には予算措置としては持つていけないのでございまして、そこでせつかくあります。お断わりをせざるを得ないという実情でございまして、そこでいよいよ環境線を建てる、ことに環境線前後付近から中の方は八千円から一万五千円の間に買ひたいという希望でせつかくあつておられます。それから一万円から六千円くらいの見当は、今度は環境線の外から二三区の一歩先のほうに行くと手前がございまして、ぐらゐのところで結局六千円から一万円くらいの間で買ひ、そういう方針で進んでゐる。それから先は四千円、三千円といふ値ぶみで、いわゆる北多摩とかあるいはこの二三区の外側の方の練馬とか、あるいは世田谷の外側の方は、そんなようなもので購入してゐるわけでありまして、全体のおさめ工合といたしましては、やはり公有地の問題、それから過去に借地をしておる地所がございまして、そういうようなところの建てかえとか、こういうのが非常に安く売りますし、あるいは五カ年保有農地を住宅に転換する問題、こういうよう

なやつは非常に安く、一般市価がたとへば七千円くらいのところでも、二千人あるいは三千円で買える地所がございまして、五カ年保有農地の転換につきましては、そういうものとひつくるめまして鉄筋の場所につきましては、平均して八千円ないし一万円くらいのところ、木造の場合でしたら四千円、五千円のところで納める、こういうめどでやつておられます。

○石原幹市郎君 ちよつと僕も今のに関連して少し建設省に聞いておきたいのですが、大阪、兵庫、広島あたりが約二十九年度はマイナスなんです、これもやはり今東京都の言われるような大体同じ事情ですか。

○説明員(鎌田隆男君) 傾向としては大体同じような点がありますが、一つ一つ少しずつその事情が違ひます。大阪には大阪府と市と両方で、それからその他の大阪市の外布施市とかいろいろの市がございまして、大体大阪でマイナスになりましたのは市の分でございまして、それから兵庫県も同様に県営はほとんどやつておりません。市、町、そういうものが途中で工合が悪くなりまして計画変更になりましたものが入つておられますので、多少違ひますが、傾向としては同じであります。

○石原幹市郎君 それにしても大阪は二百戸マイナスですが、六千四百六十戸もマイナスで四千九百十戸しか建つていないのだから、この東京と大阪と比べて場合に、いろいろ先ほど東京都から事情は言われましたが、少し熱意というか、誠意というか、努力が足りないのじゃないかという気がしますが、どうですかね。

○参考人(畑次郎君) 東京都が公営住宅の建設に熱意を欠くではなからうかという御質問があるであらうと覚悟して参つたのでありますが、そこでこの建設省から出された資料によりますと、七、八、九の過去三カ年間に於いて一万三千六百七十一戸、こういう数字はそれの通りでございまして、東京都がとりまして過去三カ年間に於ける住宅政策について付加して少し説明を述べさせていただきますと存じます。

東京都は公営住宅以外に、都単独事業といつてしまつていろいろやつております。戦災によりまして七五%の地域を失ひ、非常な災害を受けておりますので、割合東京都は富裕団体と称せられておるのであります。人口増そのので財政事情は非常に最近苦しくなつております。特に衣食の問題、それから衣の問題、食の問題が解決した後に、おきましては、住宅行政については熱意を私ども持つておるわけでありまして、そこでなるべく短期間に多くの住宅を建てたい、こういう配慮から、すでに御案内と思ひますけれども、一般公庫住宅に対する補助貸付、頭金と称せられた一割の貸付、これも二十六年、二十七年やりました。ところがこの一割ではとてもうかが建たないといふので、二十七年限りでこれをやめたのであります。二十六年、二十七年に於けるおきまして六千四百四十四戸分に当るだけ補助を出してゐる。

それからいま一つは、他の道府県でいまだ試みておりません一つの方法をとつております。と申しますのは、民間の自力によつて建設しようとする熱意のある人々に対して二十八、二十九、三十、二十八年からあります。当初大休土地買収、建物の建設費その全体に対して大体三分の一の貸付をしよ

うといふことで今日まで参つております。それが二十八、二十九、二カ年にわたつて五千二百四十二戸をいたしてあります。私先般関西の地方へ参りました、この事情をつぶさに検討を加えたのであります。またこの方式をとつておる府県というものは、私あまり聞いておりませんが、そういうことで自力建設の助成という意味でさうな措置をとつております。

それからいま一つは、住宅協会に対する補助貸付、例の二割五分の補助貸付であります。これはずっと今日までやつておられます。これが七、八、九、三カ年にわたつて三千戸、こういうことになつております。従ひましてこの建設省から出てあります一万三千六百七十一以外にこの都単独事業といつたしましてやりましたその戸数を足しますと、合計三万八千戸になつておるわけでございます。この点は一つ御了承をいただきたいと思います。

それからいま一つ、委員長いま五分ばかりよろしくございまして、申し上げたいことは、全体の都の行政においてほかの行政費に対して一般財源である税の、住宅建設に対する充當額が少くはないかという私も疑念も持ち、皆さんからもあるいはそういうおしかりを受けるのではなからうかと私考えておつたのであります。これはさうではございせん。首都建設のために道路の復旧、復興やら、あるいは区画整理やら、それから六三制整備等、いろいろ緊急実施しなければならん仕

事が山積しておるのでありますが、特にこの住宅行政に對しましては公営住宅、それから都単独の事業、これらに對する税充当額というものは決して少くはない、こういうふうな申し上げてよろうと思ひます。御案内の通り東京都はまだ二部教授の敷地の域に達していません。二十六年から今年度まで千五百教室やうなものであります。いま来年の四月におきましては二部教授を存続しなければならぬという状況下にあるのであります。これは全国の都道府県それらに對しまして比較した場合には、二部教授は非常に飛躍的に多いという状況でございます。二部教授の解消のために従来の税充当額と、それから公営住宅と、それから都単独の住宅、それに対する税充当額は大体同等額になっております。幸いに二十八年度におきまして義務教育の教員に對して国庫負担金の二分の一をいただくことになりましたので、その際に二部教授の方へは若干の税を充當したわけでありまして、それにいたしましたとしても今申し上げたような状況で、これ一つとして満足に私ここで説明できないような状況でございます。この点は住宅行政に對して都が非常に熱意が薄いということはない、ということとを一つ私から申し上げたいと思ひます。ただ遺憾ながらこの住宅建設につきましても、その他の投資的経費における場合と同様に、起債財源にある程度依存せざるを得ないというのが現状であります。二十七年におきましては、九年度におきましては、二十九年度分といたしまして十億いたしたのであ

ります。これは二月のころにおきまして四億、それから三月ぎりぎりの決算において六億ということでございます。従来非常にそういう面での起債の承認がよかったこと、また都の特殊性にかんがみまして、いまいましいたいたいが、なかなかいただけないというやうなそれらの事情が錯綜いたしまして、まことに申しわけないやうな現状でございますが、以上を申し上げましてこの点を御了承いたしたいと存じます。

○石原幹市郎君 たいだいま都の方のお話で、都の実情に即したやり方ではないやうなところがあるやうな感じがいたします。ある程度了解できるものであります。が、しかしこの表を見ますと、都営住宅建設の今までの実施状況を見ると、いかに東京都だけが非常に成績が悪くて、実は公営住宅建設全体についていってわれわれ少し疑問を持つやうな面まで出る状態なんです。この点はもう少しやはり東京都としても建設省とよく打ち合せ、連絡をとられてやうなやうなことを思ふのであります。また建設省の方も全然実情に沿わないやうな単価で計画されておるやうなことであれば、同じ来方を繰り返すに過ぎない。これは私ももう少し検討してみたいと思ひます。

それから副知事に一点承わつておきますが、この間の委員会でも、これくらいいよいよ住宅建設が公営なり公団なりいろいろ始まるわけでありまして、が、今でもすでに東京都の人口が少し集まり過ぎて、過大というやうな、膨大都市がでかかちつたやうなものであります。これは今後食糧の面、あるいは尿処理の問題、あらゆる面で非常な困難な、大き過ぎる都市になるんじやないかと思ひますが、だから今後住宅を建設される場合に、あまり遠く持つていけば、交通の面いろいろありまするけれども、非常に膨大に過ぎる集團都市ができて、困るんじやないかというところについて何か考慮を払われつつ将来の建設計画を考へておられるかどうか、そういう構想について一つ承わりたい。

○参考人(佐藤基君) たいだいま石原委員から申された通りきわめて同感であります。御承知の通り東京は毎年三十五万ないし四十万という人がふえ、非常な過大都市になる心配があるの、これをどうすればいいかというやうなことは、首都建設委員会とも連絡いたしまして目下研究しておるのであります。たとえば衛星都市と申しますか、周辺に適當な集團を設ける、その設けるために産業の分布をどうするか、あるいはまた都内における、ことに繁華街におけるところの工業地帯と申しますか、そういう所の工場等を制限することがいいかどうか。そういうふうな問題に關連しまして、過大都市にならないやうに何とかしたいということ、一生懸命に研究しております。住宅問題もそれに關連して研究しておる次第であります。たいだいま石原委員のおっしゃる通り過大にならんやうな方途を講ずるつもりであります。

ますから、構想を残さんやうな住宅建設を都市計画と關連して私はやつてみたいと思ひます。それと關連して地方鉄道なんか沿線の土地を提供して、これは自分の会社の将来の利益をはかるやうなやうなこともあろうかと思ひますが、そういうやうなことによつて、割合に遠く離れておるが、比較的便利なところで、安くいろいろな住宅建設ができるのじやないかというやうなこともありやうな思ひます。が、そういうやうなことはどうでございましょうか。地方鉄道、郊外電車等と連絡をとつて、少し離れても比較的便利なところへ集團住宅を作つていくというやうな、そういう構想を幾らか考へておられますか。そういうことは話はあるけれども、實際問題としてはそういうことはいいか、何か御意見を承わつておきたい。

○参考人(藤本勝満君) 住宅建設につきましても、やはり一番現在大事なことは、交通機關との關係、もちろんその他の水道とか、下水とか、あるいは道路の問題もございまして、交通機關の關係はやはり都市生活においてきわめて重大な問題でございまして、公営住宅を建てる場合、その他の都単独住宅を建てる場合でも、非常に大事でございまして、たいだいま副知事から申し上げましたやうに、大きな構想の中で、やはり独自の構想における都市のほかに、やはり通勤都市というものを構想に考へております。主としてその構想は、できるならばやはり国鉄線、省線の利便する場所を第一義的に考へ、その次が私鉄關係の沿線、それからさらにはバス利用度というものを考へておるわけでございます。第一義的

には国鉄の利用というやうな線から、そういうやうなものを構想に考へております。

○石原幹市郎君 私の言つたのは、私鉄とかそういうやうなところに協力させて、割合に安くその付近の土地を出させて、自分の会社もこれは将来利益するのでありますから、そういうことによつて比較的安くいい場所が得られはしないだろうかという気持なのでありますが、そういうやうな具体的な何はいいのですか。

○参考人(藤本勝満君) 具体的なやうな点についての交渉というやうなものは、現在持つておりません。

○赤木正雄君 先ほど都単独として三万数千戸をお建てになつてゐる、これははけつこうなことであります。これには民間住宅資金に貸付けするとか、あるいは住宅協会の補助貸付けしているというやうな話であります。が、一方幾ら建築費が高くて、国からとにかく補助していくのでありますから、補助する方の仕事には都としても金を出しになった方が、都全体の財政にはいいやうに思ひますが、そこに都単独の仕事をするよりも、その観点で何かありはしないか……。

○参考人(藤本勝満君) 先ほど財務局長から三年間に三万八千と言ひましたが、これは二万八千で、ちよつと間違ひしました。戸数としては二万八千でございます。戸数が訂正いたします。それから結局どちらが利益かという点につきましても、私たちの考へる点は、一つは現実に住んでゐる都民各位の御要望の非常に熾烈である点を考慮に置まして、それからもう一つは財政的にどういふ結果をもたらすか

は、財政的にどういふ結果をもたらすか

という点も考慮いたしておるわけですが、たとえば三年間に公営住宅を一万三千戸作りましたが、これの中で都といたしましては起債を含めまして四十四億五千七百万円を使っております。ところがその他の都単事業、都の単独事業といたしまして、この三年間に使った金は大体十億でございます。十億使いましたでございました家の数は一万一千三百戸程度ができております。要するに都で単独でやってお金を貸し付けたらして都単事業の方は、一万一千戸の家が建つのに、約十億を都は出しておる。ところが公営住宅の場合は一万三千戸で、都費負担だけで四十四億五千七百万円になっておる、こういうような実情でございます。

○赤木正雄君 これは建設省にお伺いいたします。都といたしましては単独で、十億くらい金で一万一千三百戸も建ちます。公営住宅には四十四億を費して一万三千六百七十一とこういう結果になりますと、やはり住む方の人あるいは都の財政からいまして、東京都には公営住宅の金は三十年代から一文もお出しにならないで、全部都でやってもらった方がよきはありませんか。

○政府委員(石破二郎君) 実は私どもはそれは考えませんので、(おかしいな)と呼ぶ者あり)やはり公営住宅は国の費用と地方公共団体の費用を最もよけいに要するものであります。最も多額の国費と地方費を要するものであります。その結果は住む人から申しますと、最も経済的負担が少なくて住む方が利用できる結果になるかと思えます。従いまして東京都がなるほど比較的少い金で多くの住宅建設の助成をなさっておること、まことにこれはけっこうであります。私どももいたしましては、やはり公営住宅の趣旨は生かしていただきまして、この五万戸のうち東京都まで幾らというところはきめておられませんけれども、その分はぜひ作っていただきたい、かように考えております。

○赤木正雄君 それは建設省の独善で、つまり住む人々もいろいろ調べてみなければわかりませんが、十億の金で一万一千三百戸建てまして、どういふ人が住んでいるのか、一々調べてみなければわかりません。けれどもかりに考えてみまして、とにかく約四分の一くらいは金で大体同じ家が建つ。それならば、住宅はこういうふうな二百七十万戸もとにかく足りなくて困っておるという観点から言ふならば、一日も早くたくさん建てた方が、建てるように措置した方がいい。そうすると、東京都のごときは今言ふ通り都単独でやつてもらえば、どんどんわづかな金で建つ。何も建設省が無理をして東京都に公営住宅を建てなくていい。

○石井桂君 私東京都のことにあまり口を出したくなかったのですが、ただいまのような御説明であると、当然赤木さんのような疑問が出る。一体この公営住宅を除いて都単独事業をやると

いうことで、これをおやめになったところを見ると、こつちは家賃が高くなると。そういうことでそちらの方に主力を置いてごとき御説明では、公営住宅の事業の負担の低い階級の住宅政策をないがしろにしたという方向に進んでいくのかごとき印象を与えるような御答弁でありますので、たとえ私が東京都出身であっても、これは東京都の住宅政策に鼓を鳴らして責めなければならぬ、こういうふうな立場になりますから、もう少し御親切に、納得のいく御答弁を承わりたい。

○参考人(藤本勝満君) 先ほどの説明にちよつと足りない点がございまして、都民の各位の御要望、御承知のようにならぬに相当の階層がありまして、どんな階層からも住宅の不足の声を聞いております。先ほど十億かけて一万一千戸も建てたというこの御説明を申し上げましたが、この階層の、利用する方というものは、結局自己資金、自分で金の調達できるという力のある部面の方で、要望の強い線、こういう方に勢い家が供給されるということが実情でございますが、公営住宅の方は先ほど官房長からお話がありましたように、また石井先生からもお話がありましたように、一種の住宅にいたしました。千円以下の月収の人だ、こういうふうな比較的庶民のうちでも中以下をねらつておる。こういう階層の方々のために、やはりあくまで賃貸、しかも低廉な賃貸住宅、そのためには公営住宅が絶対に必要だ、こういう線を考えておりました。金の見合いからみて戸数が上った。こういうことをもって東京

都は決して満足はしておるわけではございません。やはり庶民を対象とするところの一種、二種の公営住宅がより多くできることを期待し、またその方面の都民の御要望にこたえたいということは、基本の大事な線であるというこをつけ加えて申し上げます。

○赤木正雄君 今のお話によりまして、結局都でお建てになつてゐる家は、大体金持の人に金を貸して建てるのだというのに、実際住宅に困つてゐる方の人にはあまり関心を持たんと言つては、はなはだ失礼かもしれませんが、どちらかというところ、この二千五百も建つていない点から見ても、そういう結論になるのであります。そうするとこれは住宅政策としてやる場合には、われわれは実際今もつて穴だらけに住んでおる人、あるいは同居して困つてゐる人、そういう人になるべく安居のところがあつた。それがためには六坪の家でもいいのだというふうなことになるのであります。今までの都のお考えは今日の住宅政策とは多少考へにずれがあると思つては失礼かしりませんが、いわゆる実際困つてゐる人、公営住宅の人、これにやはりもう少し関心をお持ちなさるべきが当然ではないかと思つてあります。もう一つこれに重ねて、先に私質問してまだ御回答ございせんが、建築費のことではあります。これはおわかりになつたでしょうか。実際の建築費と、先ほどの建築費が非常に違ふとおつしやいまして、二の例でよろしゅうございましてからそれを一つ。

○参考人(藤本勝満君) 宅地の点が相違いたしますので、宅地の点は先ほど申し上げた通りでございます。それから

らお話の点でございますが、本年度的ごときは、従来の半額貸付、たとえば先年度は三千戸取り上げましたが、本年度はこれを二千戸にいたしておりました。それから今度は、一般庶民住宅としての公営住宅は、先年度は実績四千五百戸程度になつておりますが、本年度は六千戸の公営住宅を確定にやつてゆくつもりで予算措置も請じ、その態勢でやつておるような状況でございます。

○参考人(佐藤基君) ただいま建築局長の説明、多少都の気持が誤解されたような気がするもので、ちよつとつけ加えておきたいと思つて、私も実は最近都に入りまして、一般庶民のための公営住宅とか比率の問題、公営住宅は割当をやらぬでいて、できないでいて、他の住宅の方に相当力を入れておるような気がしたので、国の住宅政策の見地から私も若干疑問を抱いたのであります。それでよく調べますというところ、過去三年の公営住宅につきましては、予算の關係、特に起債關係において、結果から見ると相当無理があつた。先ほど財務局長から説明いたしました通り、初めの起債は四十四億でした。か、四十四億の起債を予算に組みまして、実際承認されたのは十六億であつた。こういうふうなことは、結果から見まして、起債によるという度合いが強かつたので、これがまた結果におきまして、公営住宅が十分できなかったという一つの原因にもなる。今年度においてはそれらの点を考えまして、当初の予算におきまして無理な起債計画をしない、なるべく現実に合うような起債計画をするという建前で、起債にたよる部分

を比較的少くいたしました。これによつて公営住宅の建築も従前よりはずつと予定通りにゆく可能性がふえた。もちろんわれわれといたしましては、予定通り予定計画全部やるつもりでおりますけれども、これはやつてみなければわかりませんが、過去三年のような攻を余らせるようなことはないと思つております。なお公営住宅以外のものにつきましても、建築局長は住宅の数を何とかしてふやしたいという一念から、先ほどあつたような説明をいたしましたのでありますが、これは都といたしましては、やはり考えは、何と申しましては公営住宅が中心であります。ただわずかの金で、公営住宅に入る人から見れば持てる階級になります。が、そういうものの要望も非常に強いので、かたがたそういうものをちよつとやつたという程度と私は考えております。従つて建設省、政府で考えられる公営住宅が第一義のものであり、またこれに最も力を注がなければならぬということとは、都として十分に考えております。

○湯山勇君 東京都の住宅、ことに公営住宅の建設計画が意のごとくならなかつた大きな理由として、起債が四十億承認されなかつたというのをあげておられるのですが、このことについては、当然こういう計画を立てる以前に建設省当局とよく話し合ひをなされていなかったと思ひます。建設省はこの四十億の起債について、当時何らかの言葉を与えておつたかどうか、確約しておつたかどうか、これを承りたい。

○政府委員(石破二郎君) 確約はちろんいたしておるわけではありませ

ん。自治庁とはいろいろ打ち合せはいたし、また東京都と私の方と、自治庁、大蔵省等いろいろな相談をしてやつたことと思ひますが、結果におきまして計画がその通りいかなかつたということは、やはりどこかに欠陥があつたのであらうとかように考えております。従ひまして私どもとしましては、過去のことはいろいろせんざくしましてもしょうがありませんので、昭和三十年度におきましては私どもといひましては、自治庁、大蔵省とはその大筋につきましては話し合ひをつけておるつもりでございます。簡単に申し上げますと公営住宅、これには公団住宅に対する出資十六億を含みまして、その六割程度、つまり一般公共事業と同様でございますが、その程度の地方債を認めよう、さらに富給県とその他の県といふものの区別も実際問題としてつかないよう処置しよう、こういうことで自治庁とは私どもの方と了解をつけておるつもりでございますが、実際にこれを実行するに當りましては、従来も十分やつておつたとは思ひますけれども、今年は特に住宅政策に政府も重点を置いておるわけでございますので、これまでのような少くとも結果において計画を実施できなかつたというやうなことのないよう、十分の努力をいたしたいとかやうに考えております。

○湯山勇君 私は過去のいきさつはあまり知らないのですが、この二十七年、二十八年、二十九年の三年計画について現在と同じやうな措置がとられたわけでございますか。當時はそういう措置はとられていなかったか。

○参考人(畑次郎君) およそ予算を

組むに當りましては、確信を持つて組まなければならぬのでございすが、これはすでに御案内のように、たとえば地方財政計画におきまして政府が毎年度公債債なら公債債のワケで幾らというワケをきめるわけでありまして、そこで私ども大蔵当局に折衝した場合に、地方財政計画における公債債のワケといふものは、いよいよ市場公債をいひたいといふことで日銀でワケをきめるのでありますが、そういうことになりまして、つまりそれが三分の一あるいは四分の一になつてしまふ。かやうに当初きまつたことであつても、実際にそれが実現しないというのが現実の姿であります。その原因としましてはデフインフレーション政策を実行するに當つて、予算規模を国でもつて圧縮するだけではいかん。今度は実際にその金融の面で圧縮しなければならぬといふやうな考えであるやに私も承知しておるのでありますが、当初なかなか起債を幾ら認める、東京都に対して認めるというわけにも政府は相ならず、われわれの方としましては都の財政の全体の需要といふものを勘案いたしまして、それぞれの適債事業について起債の財源を充たすわけでありまして、年度の初めからそれぞれ関係当局にもお願いをし、大蔵省にもお願いするのでありまして、なかなか結論が出ない。結論が出ていよいよ起債許可が出ますところは、どうしても年度の終り近くになるといふやうなことであります。政府におかれましては、特に建設省では住宅についてはかねがね格段の配慮をいただいておりますのでありますけれども、なかなかこの起債問題につきましてはスムーズにいかんという

のが現状でございます。従ひまして予算執行に當りましては相当額が、住宅ばかりではございせん。その他の仕事につきましても、翌年度に事業が繰り越されておるといふのが現状であります。私どもはなほこれは遺憾と思ひ、申しわけないと思つております。実情は右に述べたやうな次第でございます。

○湯山勇君 これは大臣にもお聞きしなければならぬと思ひますが、内閣は、昭和二十七年以降毎年度、国の財政の許す範囲内において、国会の承認のあつた公営住宅建設三箇年計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならぬ。こういう規定があります。そうするとこの計画が當時かういふ手続を経て立てられたものだとすれば、今東京都のおつちやつたやうな四十億の起債といふやうなことにしても、一応閣議でも決定しておつたと思ひますし、内容としてはそれから政府もこのことについては、十分自治庁がどうか、大蔵省がどうか、内閣としてこれは了解しておつたことだと思ひます。それが今日今までお話しのことになれば、今度出されたこの承認を求める件についてもまた同じやうな心配が私はあると思ひますが、これについては官房長、どういふふうにお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(石破二郎君) ただいま御指摘になりました条文は、予算上の措置といふふうにお考えでございます。融資の問題、地方債の問題といふのは、必ずしもその法文の中に正面から入らな

いかと考えますけれども、国の予算につきましては今年の五万戸につきましては、まあ十分という御意見もあつたかと思ひますが、一応予算措置を講じておるわけでありまして、来年以降今後二カ年の問題であります。これにつきましても実はこの計画戸数が第一期に比べて少いんじゃないかといふやうな御意見もあらうかと思ひますけれども、私どもはこれを必ず実行するといふ建前で計画いたしておりますので、後年度の予算措置は必ず講ずるつもりであります。なお、後年度の予算外のいろいろな措置につきましては、今具体的にきめてはおりませんけれども、今年の措置につきましては、先ほど申し上げました通りの措置を、正式に閣議で決定したというまで内閣ができておらんと思ひますけれども、政府として所要の予算外の財政援助の措置を考へておりますので、そういう方針が今後におきまして継続されるものと私は確信し、またさういふふうには必ず努力いたしますということを御答へ申し上げます。

○湯山勇君 そうすると官房長は努力することを約束になりましたけれども、しかし実際今東京都の方でおつちやつたやうになるほど一応予算面に出してきたものはその計画通りのものが出たにしても、それに伴う起債等が将来どうなるかによつて、せつかく立てたこの計画がどうなるかわからないう運命にある、このことは確認してよろしうございしますか。

○政府委員(石破二郎君) 先のことでございまして、いろいろ条件が違ふ場合に、この計画が動く可能性があるかと思ひます。念を押されればその通

りでございますけれども、私どもの公営住宅三カ年計画は今後の国民経済の伸びを勘案いたしまして、無理のない計画を作っておるわけでありまして、従いまして国の予算があるいはその他の政府資金というものは、大体そいう国民所得の伸びとか、国民の経済力の伸びに応じて変更する、推移するものとかように考えておりますので、お尋ねのような場合は、理論的にはそれもありませんが、実際問題としてはこれが実行不可能になるといふようなことは、今日の段階では予想いたしておりません。

○湯山勇君 東京都の方へお尋ねいたしたいと思ひます。起債の承認が少かつたために、こゝういふことになつた事情は、一応わかたつたにいたして、ただいまいろいろお聞きしたように、そゝういふ事情は単に東京都だけの問題ではなくて、全国の同じような問題であると思つてございます。それから先ほど都としての独自の住宅政策でもって三戸戸に近いものを建てられたといふようなお話もございまして、けれども、これも各府県ともに民間自力建設、そゝういふことはそれぞれの方策で、ただ同じような方法でやつておるかどうかは別といたしまして、それぞれやつておりますから、そゝうして今年度以降の住宅計画にも、こゝういふ民間自力建設の奨励とかその他の方法が講じられておりますから、これは必ずしも東京都が特に住宅政策に力を入れておるためにできたのだといふ誣捏には私はならないといふように思ひますが、これは大へん失礼な聞き方かもしれませんが、一応この点はつきり一つしていただいて、あとお

聞きたいと思ひます。
○参考人(藤本勝満君) 起債の獲得につきましては、過去におきまして苦い経験を持っておりますので、本年度は先ほど石破官房長からお話がありまして、建設省を初めといたしまして関係省におきまして非常にお力をいたしまして、協議しつつ、本年度の起債の東京都の起債計上についても十分注意、慎重にいたしまして、その獲得のめどを作つて計上いたしてございす。従つてその消化の点について、相当それに近似した結果が生ずる、仕事も相当実施面で成績が上ると確信いたしております。なほ、東京都独自の仕事につきましては、他の県と変らないやないか。変らない部面も多々ございすが、變つておる部面もあるわけなんです。また絶対の戸数が相当にやはり東京都はふえております。一番變つておる部面といたしましては、賃貸住宅、公営住宅を建てる場合には、都下の市町村の建てる住宅につきましては、東京都は賃貸住宅の重要性を考へまして、積極的にやはり標準単価の四分の一程度をその市町村に交付しております。これは他の府県ではやつていないのでございす。国のいわゆる標準単価の二分の一のほかに、東京都としては四分の一を補助してございす。そゝうして賃貸公営住宅の市町村公営住宅の促進をはかつております。その他貸付金住宅という仕事も年々二千戸ないし三千戸やつておりますが、これもあまり他の府県でやつていない住宅、まあやつておる県もありましようが、東京都が率先してやつておるようなことでございす。それから都の予算を使わない分譲事業とい

ふようなもの、これは他の府県ともどもに仕事を進めておるような状況でございす。
○参考人(畑市次郎君) ちよつと私から……。今まで私も少しつべこべ申し上げて恐縮に思ひますが、本年度安井知事は私どもの首脳部會議において、どうあろうと公営住宅の予算に計上したものは、これは完全に実施をするという決意でゆけ、こゝういふわれわれに對して命令でございす。で、今藤本建築局長から話がありまして、それが、そゝういふ場合においてそれでは財源は、そゝういふ場合において、起債財源が若干ございす。起債財源もこれだけは何としても皆さんの御配慮をいたしていただきたのであります。が、こゝで私はこれを申し上げるのは、いかかと思ひますが、財源のそれは十分に配慮をしなければいけません。とにかく予算に計上したものは翌年度へ繰り越すことのないよう、完全実施する決意で三年度は臨んでおるといふことだけ私から、財務主管局長としてこゝで申し上げさせていただきます。たいといふので立つた次第であります。
○湯山勇君 私がお尋ねしたのは少し御答弁が違つておりましたけれども、一応それはそれだけにとどめまして、今年度三年度に東京都はそれではどれくらゐな公営住宅を引き受けられるか、これは第一種、第二種の別はあると思ひますけれども、どれくらゐを引き受けられる力を持つておるといふようにお考えでございすか。
○参考人(佐藤基君) 現在の予算におきましては六千五百戸にいたしてあります。そのうち五百戸というものは、

先ほど建築局長から申しました市町村、東京都内の市町村が建てる、それに対して四分の一補助するというのであります。従つて公営住宅全体で六千五百戸であります。
○湯山勇君 それから公営住宅法第六条によりまして昨年の五月三十一日までは都の計画をお出しになつたことと思ひます。従つて三カ年計画ですね、これは全部明らかになるまいかと思ひますけれども、三年度は六千五百、それから三十一、三十二は大体どういふ御見当でございすでしょうか。
○参考人(畑市次郎君) ただいま佐藤副知事から申し上げた六千五百戸は今年度のただいまの現状であります。財政事情さえ許しますならば、もう何倍でもやりたいと思つておるのであります。これはなかなかさうも参らん状況でございす。従いましてこの住宅建設をするためには、本年度は二部教授の解消はなるべくしたいといふ努力は払つておりますが、ほかの事業につきましては、前年度よりも規模を圧縮しなければならぬといふような現状であると思ひます。そこで来年、再来年の問題、これは今はつきり何と何といふものの結論は出ておりませんけれども、税の伸び、あるいは他の経費の縮減とかいふような点を考へまして、少くともどういふ事情があろうが、本年度よりはなお若干上回つた、できるだけ上回つた住宅を建てたいといふ今気持でおるわけでありまして、今三十一年度、三十二年度、これにつきましてはさだかに数字を申し上げられない現状であることは、まことに申しわけない次第であります。そゝういふ気持で今臨んでおります。

○湯山勇君 これは私も、まあそゝういふ実質的なこともありますけれども、この公営住宅第六条第三項の規定に基く承認というものは、知事から出された資料によりまして三カ年計画によつて、建設大臣が決定をいたしまして閣議にかけ、国会の承認を求めるといふことになつておるわけでございます。で、過去三カ年の実績を見ると、東京都が一番問題が多い。そこで当然東京都としては過去三カ年の実績に基いて昨年の、つまり昭和二十九年五月三十一日限りに、建設大臣に今年度から後の三カ年はこゝういふ資料をお出しになつたはずでございす。それを一つ明確にしたいので、それについてお聞きしなければ、この三カ年計画といふものが前回のものと同じような性格のものか、先ほど住宅局長が言われたように今度は自信のあるものであるか、その見当が立たないわけであるから、そこで東京都の持つておられる三カ年計画、特に公営住宅に對する三カ年計画とはどういふものかこれをまずお尋ねしたい、こゝういふわけでありす。
○赤木正雄君 それに関連して私は建設省にお伺ひしたい。第一種公営住宅十萬、第二種公営住宅五萬五千とありますが、十五萬五千をお出しになつた基礎を各府県によつて知りた。これがつまり東京都に関連する。どの県にはどういふ……。これがないではできないはずがない。どの府県に……。それからお尋ねしたい。
○石原幹市郎君 関連して私も建設省に伺つておきたいのですが、こゝういふ計画を立てられるときには、補助はどのくらい、それから起債のワケは大体

暫時休憩いたします。
午後零時四十三分休憩
午後二時三十二分開会
委員長(石川肇一君) 休憩前に引き

続きまして、これより委員会を再開いたします。

「公営住宅法第六條第三項の規定に基き、承認を求めの件」を議題に供します。

政府からの出席は竹山建設大臣も周もなく出席します。石破官房長、鎌田住宅建設課長、参考人は、午前中と同じように、佐藤、藤本、畑、三参考人の方々です。大蔵省から理財局の牧野地方資金課長、これは出席いたしません。自治庁は財政部長が今地方行政の政府委員として立ち会っておりますので、その時間を見計らしましてこちらへ参りますが、見通しをいたしましては後藤財政部長、大村理財課長、柴田財政課長、この三氏が逐次参られることになっております。

それでは参考人の方々に對しまして御質疑のおありの方は、逐次御発言を願います。

○湯山勇君 午前中お願いいたしました資料がもしお整いになりましたならば、その内容を御説明いただきたく存じます。各階層別の一つの……

○参考人(藤本勝清君) 今、もう一つ資料が参った上でお話を申し上げたいと思ひますので、もうちょっとお待ち下さい。

○湯山勇君 じゃ待ちますから……

○田中一君 先ほど同僚議員の質疑を聞いておりました、宅地の造成費が低いというようにおっしゃって都が持つていらっしゃる土地のあき地です。この調子をちよつとお出し願ひたいと思ひます。そうして公営住宅の補助金を返しているという理由は、宅地がないというところに大きな

ウエイトをかけられておられるような御説明があるのですが、一体都有地をどのくらい持つておられるかということ。それから別の面から見れば、相当有利な高価な土地を持つていらっしゃる都が、

そういうものを安く払い下げをしておる。たとえば大手町の貿易産業会館の敷地のようには千八百坪ある。千八百坪のあき地が一等地です、今日ではそれを一坪四万円に払い下げる。こういう事実から見ても、そうしてまだあそこは八百坪程度しか使っておりません。あとの一千坪は遊んでおる。うっちゃっておけば四万円どころか四十万や五十万の価値があるのです。このような都有地がたくさんありながら、安く特定のものに払い下げをする、こういうことをやっておりますが、これは副知事は前会計検査院長として十分この点は、私がこういう質問をしますと、あなたは身につまざるものがあるのじゃないかと思ひます。実際にいって、そうして宅地がないと…… 従つてどのくらいの宅地をこれは持つておるか、それを一つ資料としてお出し願ひたいのです。これは何明細にしたいと思ひます。これは何も都を苦しめるわけじゃないのです。それから現在までの公営住宅の敷地として都有地を使つたことがあつたかどうか。使つたならば、どの団地のどれだけの団地のどれだけの敷地を買つたかということをお示し願ひたいのです。もしもそういうような都の持つておる土地がありながら、いわゆる宅地が高いから、国の宅地に対する補助金が少いから家が建たないのだというこ

とはあり得ないと思ひます。

従つてその点を全部資料に基いて御説明願ひたいと思ひます。都は幾らの都有地を持つておるか。そのうちのあき地はどのくらいあるか。そうして従来までの昭和二十一年以来国庫負担の住宅資金、補助金ですね。それから三カ年公営住宅になってからの敷地、宅地ですね。それから過去三カ年間の宅地、これはその団地に対しては都が有地は一ぺんも使わなかつたかどうか、こういう点を、これは副知事に御答弁願ひたいと思ひます。

それから現在の大手町の貿易産業会館のようなあき地一等地です、今日では、それを四万円に特定する人間に払い下げをしておる、その金は全部までもらつていない、東京都がまだ担保で取つておる。あなたの方はそういう金がありながら、庶民に對するところの住宅、国家の公営住宅といふものをうっちゃつておるという現実ですね。これを一つ正式にそのうたい面において二十一年度から昨年二十九年度までの点について詳細御説明を願ひたい。

○参考人(佐藤基君) ただいまの点であります、実はここに資料を持つておられますので、資料を整へまして資料によつて御説明したいと思ひます。それから大手町の土地についてはまだ詳しくは実は聞いておりませんので、よく事情を調べたいと思ひます。

○田中一君 大手町の貿易産業会館の敷地千八百坪については、あなたの方で副知事が詳細知らなければ、私が時聞があれば御説明してもいいのです。少くともあれが四万円に払い下げられたという事実を、前会計検査院長としていろいろな評価をなさつていらっしゃる

佐藤さんとしてどうお感じになりますか。

○参考人(佐藤基君) あの土地につきましては三年ばかり前に都の財産処分につきまして審査委員会という制度がありまして、その委員会に於いて適正値段を出してもらつて、それによつて払い下げたということになっております。

○田中一君 産業会館の問題はまた後日に譲ります。ただ、建築局長並びに財務局長、お二人があなたの方が自分のところで出しておられますところの都の建築月報、私は都の建築月報に基いて御質問するわけですが、たとえば二十九年度の公営住宅計画といふものは、あの月報を見ますと、六千五百六十二戸となつております。それはあなたの方が作つたものであります。そうして本年三月末現在で竣工したものが二千六百九十戸、完了したものが四百七十八戸であります。まだ半数にも達してない。従つて全部の完了といふものはまだしてないですね。一体これはいつごろ完成させようという見込みにあるのですか。この政府から出しているところの資料といふものと違ひます。

○参考人(藤本勝清君) ただいま月報の話でございますが、私の方で予算あるいは決算でもつて出しますと、それから月報で出すものとはちよつと統計のとり方が違つておるわけでございますが、と言ひますのは、いわゆる竣工状況といふものとちよつと食い違ひがあるのです。一例を申しますと、一軒のうちが五割できており、もう一つのうちが五割できておると、換算の

ときには一戸落いで一戸未竣工だといふことになるのであります。それから事実関係においては二戸ともが未完成と云うような関係で、いわゆる統計のとり方が違ふという状況でございます。月報の方は事実関係をとりおいて、それから事実関係の出す数字は換算戸数で出しております。まあこういうような関係で、いずれも事実ではございませんが、ちよつと基礎計算が違ふといふようなわけでございませう。

○田中一君 そういふような事実はけつこうです。現在の、三月末なら三月末現在の二十九年度の公営住宅の進捗状態ですね、これを一つお示し願ひたいと思ひます。

○参考人(藤本勝清君) ちよつとお待ち願ひます。今すぐわかりませう。

○委員(石川榮一君) その資料はあります。

○参考人(藤本勝清君) はい、今ちよつと……

○委員(石川榮一君) それではそのなには調べてから伺うとして、さらに田中君から……

○田中一君 二十九年度計画分です、六千五百六十二戸といふものは完成いたしましたか、全部今日では。きようは七月の十二日です。

○参考人(藤本勝清君) 六千五百六十二戸といふ二十九年度の方は、都営の場合が六千戸になって、それから市町村営、こういうようなものが残余になつておるわけでございます。そこで六千戸の中で千五百戸程度は未消化になつておられますので、四千五百戸が着手した戸数になっておられます。そしてその中で繰越になつておるものが千二百戸程度、そしてあとは二十九年度

でき上つておる、こういう状況になつておられます。それから繰越になつた分は、現在もろろ木造関係はほとんどできておまして、鉄筋の仕事の部面が多少残つておる。まあ要するに、繰越分につきましては九割程度はもうすでに竣工しておる、こんなような状況でございます。

○田中一君 その千五百戸は当然これは返したものですからこれは差し引きします。そのほか千二百戸というものを繰り延べしてあるというのですか。

○参考人(藤本勝満露君) はあ。

○田中一君 それは二十九年度分じゃないですね。三十年度分ということになりますね、結局。

○参考人(藤本勝満露君) 繰り越された事業はもろろ繰り越し予算として三十年度の中に繰り入れてありますから、三十年度の事業量は、前年度から繰り越された千二百戸分に新しく組んだ六千戸、公営は新しく市町村として六千五百戸でございますが、六千五百戸に千二百戸足した分だけが、公営住宅の三十年度の事業量になります。

○田中一君 もう少し明確に説明してほしいのです。先ほどから伺いますと、三十年度は六千五百戸建てるともりだったと伺う、そうすると今三十年度に着手したものは千二百戸、従つて合計七千七百戸ですか。七千七百戸は三十年度の事業ということになるのですか。

○参考人(藤本勝満露君) 仕事量から言へば、まさしくその通りでございます。○田中一君 私は仕事量や何かを伺っているのじゃない。公営住宅を三十年度に作るのは何戸かと伺っているのです。

○参考人(藤本勝満露君) 七千七百戸でございます。

○田中一君 では七月十二日の今日までに、その残り六千五百六十二戸から千五百戸差し引くのですか。その上にまた千二百戸差し引くのですか。それが実数ですか、この三十年度の公営住宅の建設戸数というものは。

○参考人(藤本勝満露君) 三十年度は七千五百戸でございます、公営住宅は……。

○委員長(石川榮一君) 今あなたは、六千五百戸にプラス繰り越しが千二百戸とおっしゃいましたね、そうすると七千七百戸になると思つたのです。

○参考人(藤本勝満露君) 失礼いたしました。七千七百戸でございます。

○田中一君 私の伺つてゐるのは、二十九年度の実数を伺つてゐるのです、でき上つた……。あなたの方の月報を見ますと、計画は、六千五百六十二戸というのが二十九年度の公営住宅の計画数なんです。それから千五百戸はそれは国に返した、千二百戸は三十年度に繰り延べた、そうすると二十九年度の実数が残るのではないですか。そのうちで完成したものが幾らあつて、七月十二日現在で未完成のものが幾らあるかと伺つてゐる。

○参考人(藤本勝満露君) 六千五百六十二戸から、千五百戸は未消化で、五千六百六十二戸二十九年度で着手をいたしまして、それから千二百戸は繰り越されまして、従つて差し引き三千八百六十二戸というものが二十九年度ででき上つた戸数でございます。千二百戸の繰り越し分は、現在はずでに九〇%はでき上つてゐる、こういう状況になるわけでありまして。

○田中一君 こういうことは、これは二十九年度だけの特殊事情ですか、それとも例年こういうようなことで公営住宅の建設をやつてゐるのですか。

○参考人(畑市次郎君) では私から東京の予算編成の方式を概略申し上げて、それから……。

○田中一君 私は東京の予算編成を伺わなくてもいいのです。もしあなたが御説明するならば、全部私の財政上の質問に對してお答えできますか。私の伺つてゐるのは、二十九年度の繰越とか何とかいう問題は、毎年そういうことをやつておるのですか。

○参考人(畑市次郎君) はい。

○田中一君 そこで特殊事情があるならば、どういふ事情かと伺つてゐるのです。

○参考人(畑市次郎君) それでは今のお答えいたします。私の方では予算を編成いたしました。大体二月ごろになりますと、その予算の消化が年内にどのくらいになるかということを見きわめます。そこでその年度で完成できないものは、一部はこれを不用額として、一部はこれを翌年度に事業繰越をいたしておきます。その事業繰越は年度末において幾らだということとは、二月ごろのことです。まだはつきりいたしませんので、予算の概算繰越をいたします。で、大体六月ごろになりますと、年度を経過いたします。そこでこれを精算繰越に切りかえまして、そして精算繰越分が翌年度において幾ら、それからその年度における新たな事業量は幾ら、その合せたものがその年度の現実の事業量になる。それからまた年度の終りになりますと、事業が完全にいかない場合には、その一部

を不用額としてその一部を翌年度に繰越す、こういう方法をとつて参つておられます。この事例は住宅建設につきましても同様でございます。毎年、これはまことに遺憾なことでございますけれども、財源その他の関係でせうせざるを得ない状況でございます。御了承願います。

○田中一君 そうすると二十九年度に公営住宅を作つた実数は三千八百六十二戸、こういうわけですね。それから融資住宅とあなた方が称してゐるものですね。これは最高十五万円程度のものを融資するということになつてゐるようですが、これは三万円でも二万円でも……率の限度はどのくらいか。一番低い限度はどのくらいですか。

○参考人(藤本勝満露君) 一番低いのは、八・五坪から十八坪の間の住宅を目安にして貸してゐるわけでありまして。金額にいたしますとちよつと計算しませんと……八・五坪で坪当り三万三千円の計算でございます。八・五坪の三万三千円、その半額、十四万四千円でございますか、その程度が最低でございます。それから最高が二十九万五千円でございます。二十九年度の実績でございます。そして平均のところが大体全体の平均で一戸当り二十三万五千円くらいまで貸してゐるという実績でございます。

○田中一君 これは金利幾らで、保証人はどうで、どういふ計算になつてゐるのですか、その貸付の条件は。

○参考人(藤本勝満露君) 先ほどのをちよつと訂正させていただきますが、一戸当り八・五坪以上三十坪までの新築住宅、しかし貸付限度は八・五坪から十八坪までであります。だから三十坪までの家を建てる方でも貸付は十八坪を限度で貸す。それから長屋及び共同住宅は一戸当り床面積が前段申し上げました条件に該当するもの、それから利率は年六分五厘でございます。期間は十年間というふうなことであります。その他都内に三年以上居所または住所を有し、それから税金を完全に納めてゐるもの、それから金融公庫より融資を受けていないというふうなことが条件でございます。その他……でございます。

○田中一君 二十八年度は貸し付けたのは二千四百八十六件で貸付金額は三億三千万とあなたの方の資料には出てゐるのです。そしてこれは増築分とか何とかというものがろろ貸してゐるのでしょうか。新築に限るのですか。

○参考人(藤本勝満露君) 新築だけでございます。

○田中一君 担保を取るとか、保証人とかというのはどういふ条件になつてゐるのですか。

○参考人(藤本勝満露君) 都内に居住する月収三万円以上、もしくは五十万円以上の資産のある保証人のあること、または条件になつております。

それから先ほどお話しになりました二十八年度と二十九年度とは貸付の条件を……これは都条例で定まつておるわけですが、条件を変えました。それで、二十八年度の場合には十五万円を基準として条件ができております。で、二十九年度におきましてはその条件をまあいささか緩和したということになつております。

○田中一君 二十九年度は四月から二月まで千七百八十三件で貸付額が三億

て、この住宅建設促進のためにわれわれ全部は一つこれに邁進しようという決意になりましたので、従来のこれらに對しまするいろいろな御批判は十分にいただきまして、私ども戒心いたしまして努力したい、こういう立場であることを一つ御了承いただきたいと思っています。

○田中一君　おそらく昭和二十年ではあなたの方では四千六百十五戸作っておる。おそらくこれは当時のことですからマッチ箱のようなものでしょうから、そういうものはおそらくあるかないかわからないと思います。実数を示

してみますと、昭和二十一年度は二千九百二十四戸、二十二年度六千五百七戸、二十三年度六千四百八十五戸、二十四年度五千七十一戸、二十五年三千六百六戸、二十六年三千七百戸、二十

十七年度三千三百十八戸、二十八年
度五千四百四十七戸、二十九年度
四千五百十六戸、そこで一応今
年は六千五百戸というものを予
定されておりますが、これは表
築建設省の住宅局長としてど

う考えておりますか、六千五百戸というものを三十年度の計画としてそう持つておるようですが、実行できると考えておりますか。

○政務委員(石破三朗宮) 実はまだ東

京都と公営住宅建設戸数の打ち合せをいたしております。従いまして六千五百戸になりますか、六千戸になりますか、まだ十分の打ち合せをいたして

似た程度の戸数の公営住宅はどうしても建てていただかなければいけない、かように考えております。そこで午前中も申し上げましたが、従来と若干違

うかと思ひますのは、これに要する予

算上の措置でございますが、まず土地費につきましては従来一戸当り平均八万円程度でございましたのを十四万円に上げております。これと十分とは申せませんが、従来に比べますと相当楽になるだろうと思つております。それから地方債の問題でございますが、これにつきましても、従来もいかにげんに放置しておつたわけではないと思つて、すけれども、特に今年の予算編成、その後の地方財政計画の審議の際等におきましては、特に今年は住宅関係の地方債は、従来に増して重点的に扱つてもらいたいということを閣議でも十分大臣から申しておるはずでございますし、私も自治庁の事務当局とは十分折衝をいたしておるつもりでございます。

公共事業並みに起債を認めようというところまで事務的に話し合ひもつております。そういうよりなことと、さらに東京都の方々は今年には特に住宅を一生懸命やりたいとおつしやつておるようでございますから、まあどの程度に落ちつきますか、六千戸になりますか、六千五百戸になりますかはつきりしませんけれども、その公営住宅は必ず建つものとかように思つております。

○田中一君 政府は、東京都が自分の所有地といふものはどのくらい持つておると確認しておりますか。

○政府委員(石破二郎君) 確認いたしております。

○田中一君 政府が都の所有地がどのくらいあるか、確認しないで、八万円を十四万円に上げた土地が入るのじゃないのです。東京都はまだまだ住宅を建てる土地を持つております。私

は自分ではつきり申し上げます。持つておりながら、そういうものをうつつちやつておいて、そうして金さえあればというふうなことを考えるのはおかしいと思つて。

そこで政府に伺うのですが、これはやはり東京都は、私が見るところでは、金がないというところを理由にして、このように毎年々々延ばして行つて、それで三十年度は相当腹を詰めてやらぬと、悪い方に間違つた方ばかり金を使つて行つて行つて。私にはそう見えるのです。そうして金がない、金がない。指摘せよといへば、幾らでも指摘する。佐藤さん、金がないというなら、悪い方に使つて行つて行つて、これをばつばつ申し上げてもいいです。

○政府委員(石破二郎君) 重ねてお答え申し上げたいと思つて、政府におきましても、予算上その他財政上、従来にもまして十分の財政的援助もやりたいと思つて、さらに東京都も一生懸命でやつてくれることと思つて、この戸数が何戸になりますか、わかれませんけれども、割当戸数は実施不可能になるというふうなことは、現在のところでは絶対に考えられないと、かように考へております。私も、その意気込みで、東京都を指導するに計画以下の戸数しか建たない。しかも一番住宅事情の悪い東京都におきまして、いろいろ御事情はありまして、うけれども、少くともこの程度の慎重さをもつて計画されたものが、どういふ事情がありましようとも、建たないというふうなことは、ことに相済みぬわけでありまして、これに間違ひ

ないようにやるつもりでございます。

○田中一君 宅地の所有地の、都の持つておる宅地のあつてゐる所は調べつきまじつたか。

○参考人(畑次郎君) ただいま住宅建設用地として都が取得してありますもの以外に、雑種財産として処分可能なもの、これは私もいさしきとして、住宅の建設用地となり得るもの、可能なのは、それに充てるつもりであります。自余のものにつきましましては、これはできる限り早く売却処分いたしまして、それを財源にいたしまして、公営住宅建設の財源に充てる、その他公共あるいは公共施設の財源にいたしたい。そこで都におきましては、二、三年前におきましてこの所有地の実地調査をいたしたのであります。いづれまたいろいろと御指導や御指摘をいただきたいと存じておりますが、戦争中及び終戦後の道義類腐期におきまして、これが不法占拠せられ、その他事由によつて、法律的な方法によつて解決しなげなものがいろいろございまして、今にわかに、そぐにこれが使用できないようなものも若干ございまして、これらにつきましては、われわれ当局といたしましては、万全の措置を講ぜんといたしまして、今努力中でございますが、仰せのごとく、都で持つておる土地につきましては、これをできる限り住宅の建設用地に充当するといふことは当然であり、またそういう配慮のもとに、できるだけの努力を建設方面に払いたい。

先刻仰せになりました資料は、できる限り早い機会に、一つお手許に御提出申し上げ、またいろいろ御指導をたまわりたいと思つております。

○田中一君 そういふ資料がありますなら、次回にもう一べん呼んでもらつて、今言つたやうな——私が伺つてゐるのは、宅地がない、宅地がない、宅地を買つたに金が少いというが、都の地があるという現実を忘れてはならないのです。従つて、今まで過去十数年間に、少くとも都の持つてゐる宅地をどう使用したかというところ、買ったのはどこを幾らで買ったかということをお教え願ふなければ、論議にならない。私が政府に言うのは、都がこうだ、こうだといふので、やたらに起債をやつたり、土地の一戸当りの単価を上げてやつたりといふことは、輕々にしてはならないのです。国費の乱費なんです。現に自分の方で持つてゐるものを使わないう、これは調べようはないのです。こういう点は十分に注意してもらわなければならぬのです。従つて、これに關する質疑といふものは、資料が出てきたらもう一べん、はなはだ恐縮ですが、都知事も一緒においで願つて、私の質問に答えていただくと思つております。

○政府委員(石破二郎君) なるほど御意見の通り、所有地を一方では持つてゐるのに、公営住宅用の用地取得に困難のゆゑをもつて土地の単価を上げることは、国費の乱費といふやうな御意見もあるいは成り立つかと思つて、午前中もお話がありました通り、実は一戸当りの十四万円といふことでも、決して十分とは考へておりません。従いまして、これを考へて國費の乱費に相当するものだと毛頭考へておりません。ただ、お話の通り、一方では所有地があるのだからというお話がありま

したが、やはりこれは公営住宅といふものは、使います土地——公有地でありましよう、民間のを買ひ上げるものでありましよう、やはりこれは値段は適正に評価するべきものであると考へております。従いまして、まあ簡単に申し上げますれば、所有地の坪当り何十万円といふやうな土地をかりにお持ちでありまして、これを公営住宅にすぐ転用すればそれでいいじゃないかといふやうなふうには、私は考へておりません。

○田中一君 私は考へておりません。私はそういうことを言つてゐるのじゃない。あなたは反駁するために反駁するので、あなたも考へておらないのです。たとえば今大手町の一千坪遊んでゐる敷地にしても、まだ金は全部渡つていないやうに聞いております。これなどは今売れば、五十万円でも八十万円でも売れるでせう。そういうもので財源を得て、宅地が取得に困難ならば、そういうものの財源でやつたらどうかといふことを申し上げてゐるのです。

それからもう一つ伺ひますが、財源のことまで立ち入つてあなたに質問してはなはだ申しわけないのですが、たとえば、現にやつてゐるところの数寄屋橋から土橋にわたるところの海面使用、あそここの川の上には現にりっぱな建築物ができてゐる。あれは一体幾らの権利を東京都は取つてゐるのですか。あれはただ水面使用、海面使用といふ問題じゃない。ちゃんとりっぱな建築物ができてゐるのです。それをもし都知事の権限であるならば、水面使用の権限を都知事は持つておりますから——

しかしながら水面であらうと何で

のです。従つて、東京都には立体化するところの工事費は余分にやつて、宅地なんか一銭もやる必要はございません。そんなものは必要ないのです。六千五百戸建てるのならば、これはおそろくばらばらな所もあるでしょう。また団地になつてゐる所もあるでしょう。これを整理して、現在いるところの居住権を持つておる者に優先的に借りる機会を与えるならば、黙つて二万六千戸建つのです。二万六千戸の空地があるのです。宅地があるのです。こゝういふ計算は理論でなくて、事実において行われることなんです。従つて、宅地があるというのです。そういうものは私は折があつたら見たいと思ひますけれども、住むにたえない家に違ひないのです。買つていっても、大体六百坪か七百坪持つて住めるものならば、買はずがよいのです。買えるような者は住んでいけません。それこそ全く公営住宅がほしいような人間が住んでゐるのです。

○参考人(藤本勝満露君) 宅地問題に問題が行きましたから、ちよつと御説明申し上げます。

まさしく、現在都営住宅で持つておる宅地の総面積は大体百六十万坪でございます。その中で六十二万坪くらいが借地でございます。あとの残りが都用地になつておる。六十二万坪の中で大体三十九万坪、四十万坪程度が民有地を借用しております。あとは国その他公共団体から借用しておる分でございます。

そこで、この高層に建てかへの問題は、もちろん、お話の通り、数年来研究もし、その実行にすでに着手しております。しかしその建てかへをする場合に

合に常に問題になるのは、居住者はおむね、地上権あるいは土地の評価を当時の取得価格で買えるものだという誤解を多く持つておられて、そうして安く土地を買おうということがおもな理由になつて、むしろ買いたがる。売つてくれという要望、陳情が非常に強いのであります。そうして、しかもそれは年賦でもつてやるわけでありまして、その場合に、民有地の場合でしたら、民有地所有者が、都に貸すならよろしい。あるいは都が買うのならよろしい。しかし住んでゐる人に直ちにその借地権を移管するということについては、ほとんどの土地所有者というものが反対でございます。そういうために、処分もできません。従つて、お話のように、高層化の問題を考へざるを得ない。

御承知のように、青山の一丁目の所とか、青山のものと青山師範だった五丁目でございますが、ああいうような場所は、当然にその必要がありまして、そういう所について、すでに十カ所余りの場所を手をつけております。そして交渉を進めております。しかしその場合には、従来住んでおる人は、もちろん建設省の御了解、御援助を得まして、優先的に抽せんなくして公営住宅に入れてもらへるという特例をしていただいて、交渉を進めておるのでございますが、家賃の問題で相当部分の人がそれに入れられないという現状が出てきます。そこでやはり新しく建てかへをする場合には、その新しくできた家に入れられない人たちの移す方法を講じておるわけでございます。その場合にやはり職場の關係、それから通勤の時間あるいは通勤費の關係、い

わゆるその住んでゐる方々の生活体験の全体を見ないと、ただ優先的に入れてやるからというだけでは、実施が困難でございます。ともかく年余にわたる折衝といひますか、お話し合ひを住んでゐる方としなければ、高層化ということとはむづかしいのであります。その間に補償の問題、いろいろな問題がからみ合ひまして、その御趣旨の線には沿つて実施をしておるような状況でございますが、新しく土地を求めてすぐ建てるという場合は、非常に速度の点で違つておるわけでありまして、

そこで、やはり予算は単年度でございます。二年以上にわたるそういうような仕事についての予算措置等につきましては、継続費でございます。そのなかになかなか困難を伴つておるような事実上の問題もございまして、ともかく地元の人たちと納得をしつやつておるような状況でございます。具体的には、勝鬃橋等のそばあたりの二種住宅等はすでに実施をやつた場所でございますが、他の場所につきましても、そういう場所を逐次やつていきたい、かように考へておるわけでございます。

○石原幹市郎君 大蔵省並びに自治庁から見えておられるようですから、午前中の続きの点について御質問いたしたいと思ひます。公営住宅実施三カ年計画について、いろいろ聞いております。これを閣議できめられる際に、大蔵、自治庁、こゝういふ方面と必ずしも緊密な連絡がないようにも考えられたいのであります。地方でこれをやる場合には、国の補助と、それから地方団体がそれぞれ持つておる自分の金と起債計画、こゝういふものによつてやら

なければ、これはどういふやれないのだらうと思ひます。それで東京都等が非常に計画を余すといひますか、計画通りに行つていない大きな原因の一つに、起債のワケが必ずしも考へておつたもののようにいけません。いかにばかりか、きよいいろいろな聞いてみますると、非常にそこに大きな食い違ひが出ておる。これは東京都ばかりじゃなく、大都市の計画通りに行つていない地方も、大同小異の原因があるのだといふことではあります。今度出ておる三カ年計画等について、

○説明員(牧野誠一君) 公営住宅の本年度の分につきましては、建設省からいろいろ、そのほかの住宅建設の計画等をこの際御一緒に、いろいろ御相談がございまして、それで地方債の計画自体の中には、公営住宅に幾ら、あれに幾らというように目下のところなつておられますが、全体として、地方負担と思われまふ額の六割程度が地方債でまかなへるようになり、計算で、算入されております。その点は話の食い違ひはないと存じております。

○石原幹市郎君 六割といふと、割合に多数の額を……地方負担の六割。そうすると、四割くらいが自己資金で、あと六割が起債といふ意味ですか。

○説明員(牧野誠一君) さうでございます。ただこれは東京都にとつては

か、あるいは大阪府にとつては、あるいは住宅だけはこれで必ず六割だとかいうほどのところにはまだ話が行つておりません。これはほかにもいろいろ国が補助金を出します事業がたくさんあるわけでございますが、さういふようなものをひくくめましても六割程度といふことで、先般成立いたしました予算案を編成する際に、それと並行して私どもの方でいろいろ計画を作る際に、さういふふうに編成してありますといふ程度でございます。

○石原幹市郎君 そうしますと、午前中東京都でお話のあった、二十九年の建設計画で起債に仰ぐべきもの四十四億幾らと申請したが、許可が十六億程度であつた、こゝういふお話であつたのであります。さうすると、これは大蔵政府の方で考へておる起債なり自己負担の割合等からはじ出して、四十四億といふものは、起債に仰ぐこととした部分が非常に多過ぎたということになると、いろいろ割り出してみなければわかりませんが、六割といふと相当なこと、それがずつと地方に割合に平均して流れておるのじゃないかと思ひます。さういふ点、この点どうでしょう。か、東京都の方、起債にたより過ぎていた部分があまり多過ぎたために、計画に狂ひを生じたといふことは……。

○参考人(畑市次郎君) 私の方は、先刻から申し上げましたように、いろいろな都市経営に当り、税財源を充當し切れない部分で、しかもそれが負債事業で起債の適当なものに対しては、その財源の部分を起債に仰ぐという方式をとつておるのでございます。そこで政府当局におかれましても、東京都の

財政力等を御勘案の上、起債額をきめるわけでありますが、従来東京都は、許可を申請した額とその許可額というものは、相当の隔たりがあります。そのために、一方的な言いぐさで強硬ですけれども、そのために事業の執行率が少なかったというのが今までの現状でありまして、三十年から、先刻建設局、大蔵省からそういうお話がございましたので、特に起債を充たす額につきましては、その本旨にのっとり今年はやってゆきたい。そういう方針のもとに、三十年度の住宅の建設は完遂したい、こういうつもりであります。まだ住宅以外のいろいろな適債事業のそれにつきましては、さだかにそこまでの方針が決定せられてはおらないと存じますが、これにつきましても、ある程度の起債の増加を望んでおるわけでございます。

○石原幹市郎君 ちよつと、自治庁の財政部長をできたら呼んでもらいたいと思うのですが……

それから畑参考人が午前中ちよつと述べられたのですが、住宅とか、あるいは厚生施設とか、学校関係とか、まあ何でもいろいろやらなければならぬ事業がたくさんあるわけでありまして、そういうものを比べてみて、起債に仰いでいる部分、税財源、自己財源でやっている部分、そういう比率でですね。特に住宅は起債の方へうんと回しているとか、そういうことはないですか。午前中ちよつとあなたが触られたようにですけれども、ほかの方との比率、比較等がそこわかれば、示してもらいたい。

○参考人(畑市次郎君) 二十九年に付きましては、政府から特に住宅建設

につきましたは格別の御配慮をいただいたのでありまして、起債許可額の、一般会計について言いますならば、七割程度は私は公営住宅の建設のための起債の許可をしていただいたわけでありました。

○石原幹市郎君 東京都がやる起債計画の七割くらいを公営住宅に充てたというのですか。

○参考人(畑市次郎君) そうです。

○石原幹市郎君 それが二十九年に付きましては、十六億五千万円にしかなっていない、こういうことですか。

○参考人(畑市次郎君) これは当初の住宅起債は四億でありまして、それがあとで八億五千円に達しましたから、十二億五千円でありまして、先刻建設局長が申し上げましたのは、二十七年年度の一億、二十八年度の三億、合せて十六億五千円、こういうことであります。

○石原幹市郎君 いや、私が午前中聞いたのは、起債の許可の申請は四十四億八千万円して、許可になったのが十六億五千万円ということでは……

○参考人(畑市次郎君) それは三カ年でありまして、

○赤木正雄君 この第一種公営住宅、第二種公営住宅、合計して十五万五千戸でありまして、これに要する国の費用は幾らになりますか。

○説明員(鎌田隆男君) 第一次三カ年計画の十五万五千戸に對します予算はどれくらいかかるかというところは、大体試算をいたしたわけではございますが、まだ確定したわけではございません。ただ二年、三年目は多少規格をよくしてくれとか、いろいろそういう修正の御意見が衆議院の方にもござい

したので、そういうような修正点も入れました、大体合計三百五十億ないし三百七十億くらいは要するのではないかと、これは見当でございますが、修正のやり方にもよりますが、大体そのくらいは要するだろうというふうに考えております。

○赤木正雄君 それは、今おっしゃった三百五十億ないし三百七十億は、国が出す費用なんですか。

○説明員(鎌田隆男君) さようでござい

○赤木正雄君 そのことについて、大蔵省とはあらかじめ了解の上でござい

○説明員(鎌田隆男君) 先ほどちよつと申し上げましたように、試算の程度でございまして、大蔵省と別にこれは協議いたしております。

○赤木正雄君 それならば、よし、ここに十五万五千戸と申ししても、予算の措置が何らないのでありますから、いわゆる空文に属してしまつて、何の権威もない。ただ、あなたが試算だけで、どういふ観点から財源措置をするのですか。

○政府委員(石破二郎君) ただいま申し上げました三百七十億と申しますのは、建設省限りの一応の試算の数字でございまして、お話の通り、大蔵省とは打ち合せの数字ではございません。ただ私もこの公営住宅建設計画、三年に十五万五千戸を提出いたします際には、もちろん大蔵省と十分打ち合せてございまして、閣議でも決定したものでございまして、この金額を幾らと

ただ、これは戸数だけについては大蔵省も十分納得いたしておりますが、ただ賃の問題につきましては、これがすぐ予算総額に響くわけでもありませんが、これから予算編成等におきまして十分努力いたしたいと、かように考えております。

○赤木正雄君 では、今朝もちよつと尋ねたのでありますが、その十五万五千戸お出しになった基礎は何によるか。そういうふうな考えならば、これは百万戸出しても同じだと思ひの

○政府委員(石破二郎君) まお試算と申しましたのは、どの程度の確度を

持った試算かということに結局なるわけでございますが、正直のところ、住宅建設課長が一応自分の希望を入れまして試算したものでございまして、たとえて申しますれば、木造の戸数は漸次減らしますとか、今年初めて計画いたしました二戸当り六坪の住宅等も今後はこれをなくす、こういうような建設課長としての希望を入れまして、十五万五千戸と、そういう数字であります。

○赤木正雄君 私どもは、課長さんの希望だけを委員会で審議してこれを承認するなんてことは、迷惑千万で、もともと第一期工事計画の二十七、二十八、二十九の三カ年に十八万戸、これもほんの希望だけで、これと同じこととです。予算に対しては何ら大蔵省とも折衝なさらず、これは建設省の希望となつていのでありますから、東京都のごとく住宅のあまり建っていない所もありまして、要するに十二万四千戸にどとまったと思ひのです。そういうふうに、もしもあなたのような計

画が、こういうものが出るならば、これは住宅だけでなくとも、あるいは道路事業にしても、一億の道路を作るのだと、そういう希望をお出しになつてもいい。河川事業にしても、一億八千万の希望をお出しになつてもいい。ただ一課長の希望をお出しになつて、十五万五千と、今朝も言っているのです

○政府委員(石破二郎君) 先ほど私が申し述べたかと思ひますが、建設課長が試算程度と申し上げましたのは、今後二カ年のこれに要します国の予算額についてでございます。そしてここに御審議を願つておきます十五万五千戸につきましては、先ほどお話し申し上げました通り、内閣において決定した数字でございまして、これは責任を持つて必ず遂行するという数字になつております。

なお、どうして十五万五千戸と計算したかというお尋ねでございますが、今後十カ年間に住宅不足を解消するといふ大きな一応の目安をおきまして、そのためには初年度四十二万戸を建設しようというところに計画し、これの内訳等につきましては、すでに御審議を願ひました通り、いろいろの方式によるといふわけでありまして、公営住宅につきましては、今年五万戸、この五万戸を基礎にいたしまして、昭和三十一年度、三十二年度には、それぞれ国民経済の伸びを勘案いたしまして、三十一年度におきましてはこれを五万二千戸と考へ、さらに昭和三十二年

におきましては五万三千戸、今年度の五万戸と合せまして、合計十五万五千戸、かように計画いたしておる次第でございます。

○赤木正雄君 十カ年計画で住宅の不足を解消しようという観点から、公営住宅の三カ年分が、ここに試算というものが出ておりますが、では、あと七カ年分はどういうふうになっておりますか。

○政府委員(石破二朗君) その後の七
カ年の計画につきましては、いろいろ
検討はいたしておりますけれども、こ

ここでわれわれの考えを申し上げまして御批判をいただくというところまで、まだ参つておりません。実はこれに關連しまして、従来統計があやふやというわけではありませんけれども、今年はこの八月一日を期しまして、従来よりかさらに徹底した住宅調査もやりたなりと考えておりますし、それらの数字も勘案いたしまして、今後の住宅建設計画を漸次固めて参りたい、かように考えております。

が、地方のどの都府県に幾らくらい起債を認め、しかもその事業はどういうものに、どういうふうに割り当ててゆくかというようなことは、大蔵省でやられるのか、自治庁でやられるのか、両方共同でやられるのか、どういふふうになっておりますか。

○説明員(牧野誠一君) 地方債の制度がただいま許可制度のようになっておるのです。その許可の権限は自治庁にあるわけでございます。その際に、大蔵省の方が御相談に乗るということはいましております。

○石原幹市郎君　そりすると、つまり非常な狂いが出てきたということ
は、さつきも聞いたのですが、東京都が
およそ割り当てられるであらうと思わ
れる基準より、はるかに越えて起債の

方を考えておったのか、それとも、自治庁なり大蔵省当局の方で、住宅ばかりということも考えられぬというわけで、非常にそこに大なたをふるって削減されたため、計画が狂ったのか、そこを私少し確めておきたいと思うのですが、どっちかなでしょうが。

のは富裕な市町村の地方債の額というものが、例年やつております仕事の大きさとか、あるいは財政力というものに比べまして、かなり低いというふうに、これは地方団体の側から見ても当然さう思われるだらうと思います。それで數年間、例年低い額の地方債がついておつこということで、団体の方にいたしますと、来年はもう少し少しくつのではないかといいことで、前の年よりも余分に期待しておつた。自治庁、大蔵省等もだんだんにやる、そういう態度ばかりでもいかんのではないかといいような考え方にだんだんなつていようように私思います。しかし東京都の期待せられるほどはつかないというようなことで、その間に狂いができているというふうに存じます。

○石原幹市郎君　これは今大蔵当局から言われたのでありますが、われわれも地方でやりたい仕事が多分にたくさんあるにかかわらず、なかなか起債をつけてもらえないで、地方の県でも非常に苦勞をしておるわけでありまして、そこで今の大蔵当局の話その他が

都が少し住宅建設、ことに公営住宅などについて起債の方へたより過ぎておつた。逆を言えば、言い方は悪いかもしれませんが、住宅建設の方に對して少し熱意というか、努力、どうしてもこれをやり遂げなければならぬのだという

て計画を進めて行つてもらうにやならぬと思うのでありますが、そういう面について率直にあなたのお氣持を聞いておきたいと思つます。それでなければ、こんなものを承認したところでどうにもならぬというわれわれの氣持が、だいぶ強いのです。

○参考人(佐藤盛君) ただいまのお話、私も同感でありまして、過去のことに二十七、八、九年の三カ年の実績を見ますという、当初予算における起債総額は、先ほど申します通り、四十四億八千七百余万元、それからこ

己財源は約一割程度、今度は自己財源は四割程度に上るのであります。東京都の起債に対する態度もすっかり変えたのであります。これによつて初めて、政府の方針でもあり、東京都でもぜひやりたい公営住宅の実施計画が予定通りに行くものだ、予定通りにやらなければならぬ、そういう決意をもつて予算の態度も改めたわけであります。

○石原幹市郎君　自己財源を四割程度まで増したというお話と、先ほど大蔵

偶然か計画的かわかりませんが、マッチするわけで、ぜひ一つそういうふうな計画でやっていただいて、あまり東京都で大きな地方債のワクを取られてしまうと、地方は何にもできないということになっちゃうので、住宅は大いにやってもらいたいと思いますけれども、大きな地方債のワクを東京都でどつり持つて行かれたら、われわれ地方は何にも仕事ができぬということ

○湯山勇君 大蔵省の方へちよつとお尋ねいたしますが、今の東京都の場
合、自己財源でもつてそらいう公営住
宅なんかやつてもらいたいという指導
す。

さんよりもう一つ悪く考えれば、その国の世話になつていないのだから、都独自の案で独自の住宅を建てれば、都独自の負担も少なくて済むし、家数もふえる、こういったような気持ちが従来あつたのではないかというように考えら

れるのですが、そういう点について大蔵省はどういうふうに把握しておられるか。また副知事は、そういう点お考えになったことございますか。

○説明員(牧野誠一君) 国から地方債その他あまり世話にならないから、勝手な住宅を勝手なふうにつけておればいいんだというふうには、東京都でそんなふうには思っておられるとは私も承知しておりません。やはり東京都も地方債を過去数年間、東京都から見られるとずいぶん少なかったらうと思

うのですが、それでなるべくふやしてほしいというところで、国の方針と並行して仕事を進んで行きたいというふうないろいろな希望を持っておられたというふうには、私も承知しております。

○参考人(佐藤基君) ただいまのお話、東京都は勝手にやろうとは考えておられぬのであります。何と申しまして、も、やっぱり都民のための公営住宅、これは第一であります。いろいろな事情でそれ以外のものを若干やりまして、これはつけたしで、公営住宅を第一にやりたい、最も重点を置いてやりたい、こう思っております。

○湯山勇君 そこでお尋ねしたいのは、従来は起債を九割なら九割期待しておった、しかしそれはもう期待できないという今日の状態において、じゃ、四割は自己負担でやろうということになれば、従来の行き方をがらっとお変えにならないと、これはただ単に住宅だけじゃなくて、全般的にお変えにならないとできないのではないのか。相当大きな全般的にわたる政策の変更、といえは大きな変化がなければならぬ、考え方の変化がなければならぬと思っておりますが、そ

うことも、これは都としては知事以下みな十分御了承の上なのかどうか。それからお変えになるとすれば、どういうふうには、住宅政策で従来のものを全般的に見通して、ただ公営住宅だけというのじゃなくて、他のものも含めて、どういうふうには御検討になっていらっしゃるか、これも一つお伺いしたいと思っております。

○参考人(佐藤基君) 住宅問題につきましては、都といたしましては、結果から見るといって予定通りに行っていない。不熱心というふうな見方もできるかも知れませんが、都としては一生懸命やっておったのであります。ところが、過去の実績を自己反省と申しますか、ひややかに見るといって、あまりうまく行っていないと言えない。そこで、知事が新たに三選をしたという関係もありまして、新たな気持をもつてやろうというので、せんだつての都議会におきまして、予算編成について重点的にやろう、いわゆる総花的でなく重点的にやろうという考えをもちまして、その重点を三つ上げましたが、その一つがこの住宅でございます。そのほか、二部教授の解消とか、失業対策というものも上げておりますが、とにかくこういふ三つの重点、その一つの重点がこの住宅政策でありまして、そういう意味におきまして、知事三選を期といたしまして、従来と心を入れかえて住宅に重点を置き、国家的に貢献してゆきたい、都民に対する貢献をしたい、こういう考えでおるわけでありまして。

○田中一君 関連……重点にやるのに六千五百戸、重点にやるために六千

五百戸公営住宅を建てようという計画を立ったのですか。

○参考人(佐藤基君) ちよつと、御質問の趣旨がはつきりわかりかねますが……

○田中一君 それじゃ、もう一ぺん言います。三つの政策を重点的にやろうと、公営住宅建設も重点的にやるといふもの、一つだと、それが六千五百戸だ、こういうのですね、結論から申し上げますと……

○参考人(佐藤基君) 公営住宅については六千五百戸であります。

○田中一君 私が過去十一年間ずっと見ますと、六千四百八十五戸作った年もあるのです。従ってその六千五百戸作るのには重点的だとは言えないのです。東京都と地方の状態から見まして、六千五百戸が重点的なものだと、いうことには見られないのですか。約三十年代が千億ぐらいの財政規模でしよ、あなたの方は、それは、六千五百戸は幾らになりますか、金にして……

○参考人(佐藤基君) 六千五百戸と申しましたのは公営住宅でありまして、そのほかの住宅を入れますと、一万二千戸予定しておるのであります。決して都としてもそう少い数とは思っておりません。

○田中一君 じゃ、あなた、副知事は知らないのです。今までの過去の都の住宅建設の実績をお調べになったことがございませうか。副知事に伺っています。

○参考人(佐藤基君) 過去の実績はここにありますが、それは過去の数から申しますれば、過去で一番大きかったのは、二十一年の七千五百。けれど

も、これは、金額とか規模からいって、今度の六千五百戸とは大ぶん違っております。数だけで言われてもちよつと困るのですけれども……

○田中一君 政府の方針は、今度減ってきているのです。規模が、政府の方針は今までのような大きなものでない、小さいものが入ってきている。この三十年代からは、数を合算するため……。質は低下しているのです。昨年度よりも本年度は質が低下しているのです。公営住宅の第一期三カ年計画は十八万戸なんです。第二期三カ年計画は十五万五千戸なんです。量においては質においても低下しているのです。現在、それが重点的な施策として六千五百戸作ろうというのですか。

○参考人(佐藤基君) その、質においても低下しておると言われるけれども、それは前年度との比較でありまして、終戦直後の数の非常に多かったときの質というのは、御存じの通り、も今つづればかかっておる家でありまして、これはもう比べものにならないと思っております。

○田中一君 第一期三カ年計画は十八万戸の計画なんです。いいですか。第二期住宅三カ年計画というものは十五万五千戸なんです。数において低下しているのです。わかりますか。それから質においても、六坪以上というものをうたつておるのです。今までは八坪以上ということになっておった。従って、質も低下しておるといふことを申し上げておるのです。都が重点的にやるというのはおかしいです。六千五百戸建てるのに重点的といふならば、今まで通りに二万戸でも建つてもらえない。それなら重点的

になりますよ。従って、財政規模というか、全体から見るとその財政規模ですね、三十年代の、比率はどういうふうになります。他の事業と三つの重点的にやろう、こういう三つのものと比べてです、財政的な比率はどうなります。

○参考人(細市次郎君) 今のお話は、もともとしてございしますが、従来東京都が現実に予算を組んだ方式のところ、御了承いただきたいと思うのですが、三十年代にありましては、従来のごとく多くの事業繰り越しをいたさず、年間においてこれが完全に建設をする、建築をする、こういう前提をとったのでございします。もしここで多くの戸数を計上いたしましたとしても、従来のごとく不確定財源に多くを期待して、これがために翌年度に事業を繰り越すようなことはいたさぬ、こういう方針をとったのがこれでありまして、いま一つは、御案内のように、今年度の経済の実態を見ますと、非常に税収も東京都の場合にはこれは伸びも少からうというところで、一方においては失業救済の事業とか、あるいは生活保護費がふえるというように、出費が非常にかさむというふうな現状下であります。かような住宅建設の方へ充当するといふようなことになりまして、他の行政費の支出に著しい支障を来たすという現状でございします。で、まず精一ぱい、今のところの現状では、この程度を予算に計上している、そして年間に完全にこれを消化するといふ方式をとったのでございします。

○湯山勇君 それで今のお話は大体了

解できましたが、今度は宅地ですね。昨年度までの最大の障害であった宅地については、本年度のまあ六千五百、繰り越しも合わせて七千七百でございますが、これについては十分見通しがおありになるわけでございますか。

○参考人(藤本勝満) 宅地につきましては、大体二十二万坪程度が必要だと、かように考えております。これは都の分だけでございまして。市町村の分は市町村でももちろん手はずをいたしますし、これは従来の実績に徴して百パーセントできる、かように考えております。東京市の自身の分、繰り越しの分はもう九割も竣工している状態でございますから、心配はございませぬ。新しい分として、二十二万坪程度が必要でございますが、すでに五万坪程度は確実に手に入つて、今その分について設計を進めて、仕事を着手しております。残りの十七万坪については、手順をいたしましては評価委員会へかけるといふところまで持ってきた、また持つていくような、おおまかな全体としてそんなような順序になつておまして、まず土地の面についてはいさほど心配がない、かように考えております。

それから先ほどの、午前中のお話の階層別の問題についてちよつと申し上げておきますが、大体この一月一日の総理府統計局の調べでは、月収が一六千四百以下の程度の者が都民の中で二八〇程度、それから一六千四百から三万二千四百程度の、いわゆる第一種公営住宅階層の者が四七〇程度、それから月収三万二千四百以上の者が二五〇程度、都民の月収の層でこういう層が出ております。それからもう一つ、都で

もつて「三十年代都政に関する都民の要望」というので、抜き打ちといひますか、三千人ばかりについて「住宅対策に望む」といふ項目で調べた中では、都営住宅をぜひ多くやつてくれという階層が五六〇、それから金融公庫を多くという人々が一九〇、それから都の貸付金を要する者が八〇、それから産業労働者等住宅をという者が六〇、それから民間貸家をふやせという者が六〇、その他五〇、これが今抽出の調査の一つの統計になつておる。これを参考にしては次第でございます。

○湯山勇君 次に、大蔵省の方へお尋ねいたしますが、先ほどの御説明にありましたように、東京都のような所は富裕層だからなるべく起債にたよらないでやつてもらいたいという方針は、今年も、若干の緩和はあるにしても、続けていかれるのでございませうか。

○説明員(牧野誠一君) その方針は若干の緩和をしたらどうかということ、ただいま自治庁と大蔵省の方と、その他のいろいろ話を続けておる段階でございまして、若干の緩和はあるけれども、続くというところに結論において相なるというふうに存じております。

○湯山勇君 そうすると、まあもろろこの地方債のワケというものは、住宅だけということにひもがつくわけではないと思ひますけれども、しかし実際は非常に大きな部分を占めておる関係もありまして、現在東京都が六割の起債を期待し、四割の自己資金を用意しておる。けれども、今のうちに、割当のいかんによつては、その東京都が期待しておる六割もとうてい住宅に回すことができないような起債の割当になるといふ事態もあるのではないかと

ということを心配するのですが、これはどうですか。

○説明員(牧野誠一君) これはただいま、私どもの方で、この間ほかの作業を始めたばかりでありまして、まだこの都道府県にこつていう公営住宅の問題、幾らといふことは、まだ予算も通つたばかりでございますから、はつきりしたことは申し上げられないのですが、昨年あるいはその前の年と違ひまして、本年は住宅につきましては、なるべく東京都その他の御要望にも沿うようにいたしたいといふことで、今検討をしておりますのでございませう。

○湯山勇君 地方債のワケは昨年よりか、予算のときは、

○説明員(牧野誠一君) 地方債全体としては大体同じでございますが、若干数字は狂つております。

○湯山勇君 百十二億か百十億が、減つてゐるのじゃないですか。

○説明員(牧野誠一君) 内訳を申し上げますと、赤字団体の再建整備法案が今出ておりますが、その関係の分を予定しておりますので、その分が、一般の事業をやる地方債といふものが若干減つております。

○湯山勇君 減つておりますね。そこで、私はもう少し今の点をお聞きしたい、実際は東京都で期待しておられるような起債のワケもむずかしいのではないかと思ふのです。というのは、昨年よりも事業に対する起債のワケはたしか百十億だったか少くなつてゐると思ひます。そこでこの三カ年計画の検討に当りましては、やはり自治庁長官、大蔵大臣においで願つて、もう少し今の点を追及しないと、どうも態度

を決定しにくいんじゃないかということと思ひますので、これは一つ適當な機会に理事会でお諮り願ひたいと思ひます。私はきよりはこの程度でとめまさら……。

○委員長(石川榮一君) この問題について、建設大臣は御出席のようでありますが、この三カ年計画の承認を求むる件につきまして、これに対する起債の問題等を大蔵大臣とある程度の話し合いをしておるといふようなことはありませうか。単なるこれは住宅建設課長等の御進言に基いて、いわゆる十五万五千戸なるものを立案したのであつて、内容的な資金面に対してはあまり折衝しておらないといふようなのが、今までの御発言だったのですが、湯山委員の御発言もあつたことですから、その間の事情をおわかりになるだけ建設大臣から御説明願ひたいと思ひます。

○参考人(佐藤基君) 起債の問題であります。東京都は従来と決意を新たにしまして、起債依存額もずつと減しておるのでありますから、ぜひこれだけお願いしたいと思つております。

○石原幹市郎君 いや、お願いしたいといふそれはわかるのですが、これはどこの府県でも、起債を考へておる全額がいろいろの事業に来るといふことは、これはおそろくないと思ふのです。だから、これだけは期待しておるが、かりに來なかつた場合でも、この公営住宅六千五百戸は、何らかの自己財源を捻出してやるのかどうかということ、これはやはり承わつておかないと、それでなければ、大蔵大臣出てこいだの、自治庁長官出てこいといふことになつてから、決意のほどを聞いておきたいのです。

○参考人(佐藤基君) 起債ができた場合とおしやるが、そういうことはぜひひなうにしたいと思つておりますけれども、万一そういう場合があつたら、やはり公営住宅の重要性にかんがみまして、予定通りやる決意でおります。

○石原幹市郎君 わかりました。御説明がありましたし、私も当然それだと思ひまして、午前中の質問をいたしたわけでございませう。ところが、まあ午前中の質疑応答の経過に徴してみますと、実は以前にもやはり三カ年計画を出されて、それは当然閣議決定の結果、総理大臣の責任において国会にお出しになつたもので、当然その当時東京都が要求した四十四億の起債といふようなものもこの計画の中では考慮されたものと、そうでなければ、

今回のように東京都はとうてい割当消
化できない、そういう事情がありまし
たので、当然閣議決定、そうして
国会にお諮りになるのだから、自治
庁、大蔵省あたりとも十分それらの点
についての御了解がついておるものと
いう前提のもとに、午前中いろいろお
尋ねしたのですけれども、実はそうで
はないというお話もありました
し、また御答弁のいかんにかかわらず、
現実に東京都は四十四億の起債の前
提のもとにこの計画を承認したとい
うにもかかわらず、実際は十六億何がし
起債は三分の一強にしかつていな
いわけでございます。同じような事態
が今回の三カ年計画についても起つた
場合には、これはとうてい、全国が今回
のこの実績のように六割とか七割と
か、こういうことになりまして、せつ
かの政府の重要政策であるところの、
今年度に限っていえば、四十二万戸の
住宅建設さえもこれは困難ではないか
というような心配がありますし、また
三カ年間の計画というものを決定する
ということも非常に危ないのではない
か、こういうことを感じまして、いろ
いろ質問したわけですが、今大臣がま
さにそうでなければならぬというこ
との御答弁がありましたので、重ねて
大臣にお尋ねしたいのですが、重ねて
の午前中からの質問によりまして明瞭
になりましたことは、東京都の公営住
宅がうまくいかなかったのは、土地が
非常に高かった、それから起債が、今
申し上げましたように、予定したもの
よりもはるかに少かったという二つの
点があげられておるのでございます。
そこで土地の方につきましては、ただ
いま都の局長から、大丈夫、自信があ

るということでございますから、それ
は別といたしまして、起債の問題につ
いては、私も非常に心配しておるの
は、再建整備等の関係の起債は別とし
て、こういう事業に回る起債は昨年度
よりもさらに窮乏になっておるという
ことを聞いております。そうすると、
果して各府県がこの計画を実施するの
に必要な起債が今回措置されるかどう
か、これが非常に心配なので、自治庁、
大蔵省等にも聞いてみたいと思つたの
ですが、大臣でその辺の消息がおわか
りでございますならば、一つ御説明
をいただきたいと思ひます。繰り返
し申し上げるようでございますけれど
も、同じ手順を踏んだ前回の計画が今
日のような結果になったことにかんが
みまして、こういうことをお尋ねして
いるということをお含みの上で、一つ
御答弁いただきたいと存じます。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 計画につ
きまして前回の分との比較は、これは
かれこれ過去の批判がましくなりま
すので、お許しをいただきたいと思ひ
ますが、私は今度の十五万戸を決定す
るに当りましては、すでに御批判もあ
つたように、第一期計画よりも第二期
計画が少くなつて、住宅政策なんてお
こがましいというまじに御批判を受けて
おるわけでありまして。しかし、私は決
して過去の分にとらうというのでは
なくて、今年の予算編成の實際に立脚
をして、少くもこの三年間はこの方式
を確保し得るという点で、大蔵当局と
も基本的な線で一致した結果が、
この十五万五千戸に相なつておるわけ
でありますから、従つて、大蔵省の財
政的な負担はもとよりのこと、その裏

づけになる地方債の問題につきまして
も、本年度は、お話の通り、地方債の
総リクは決してえらい影響はいたして
おりません。おりませんけれども、その
中において地方財政計画を立てます際
に、住宅については最優先にする。あの
十六億の地方の分についても別リクを
すではつきりとしております。よう
に、私は少くも昨年度に比して、住宅の
起債がさうなことになるだけの用
意は十分にいたしたつもりでありま
す。しかし、これは各府県がそれぞれこ
まい点につきましては、政府の予算の
成立を先般見たばかりでありますか
ら、今後それぞれ折衝が自治庁を初め
それぞれの間に行われて、この消化が
できるように向けて行くべきでありま
すから、今の御質問のあつた東京都と
の関係について、都が政府の予算の決
定前におきめになったいろいろな計画
といふものは、これは最大限の熱意
を持ってきめられたものであつて、当
然政府の予算が正式に決定をし、まだ
実は全部それぞれ具体的に割当をいた
したというわけではないのであります
から、公営、公庫、公団等、これから
実はほんとうの詳細な実施計画につ
いては、きのうも知事と一緒に打
話をしたようなわけで、綿密に打ち
合せをいたして参りたいと考えてお
りますから、それらの実施の計画に伴
つて、地方起債の問題も自治庁と具体
的に話しが進むものとわれわれは予期
して、またさういう手順を進めておるよ
うな次第でありますから、今年度の計
画については、もとより御心配はかけ
ないつもりでありますし、来年度、再
来年度の問題につきましても、さう

な意味において、突然的な事態が何
か起らない限り、今大蔵当局との間
に了解、理解をいたしておる方針とい
たしましては、今年の予算の基本的計
画を基礎にいたしまして進んで参るつ
もりでありますから、さういふ立場か
ら考えますれば、十五万五千戸とい
うのは、財政的にも、また地方債の裏
打ちから申しましても、私は御心配を
かけないで済む。もとより努力はいた
さなければならぬことは当然でありま
すけれども、さういふことの実確
なる、別の意味においては、非常な御
批判を受けることを覚悟の前で、堅
実な計画をいたしたつもりでありま
すから、過去のことはいろいろ理由もあ
り、御批判もありましようけれども、
さういふことはこの際一つの契機を切
りまして、今都知事または副知事の決
意でお話しがありましたように、都も
一つ、過去は過去の理由があつたであ
りましようけれども、この際一つ政府
の方針と相協力をして、思い切つて
やつてゆこうという決意をお聞き取り
いただくならば、ともに私は協力をし
て、必ず御期待に沿う計画は実現を
し得ると、かように申し上げるわけ
であります。

○湯山勇君 大臣の大へん御明快な御
答弁がありましたので、私はこれで了
解いたします。

○赤木正雄君 大臣に一つ。今住宅に
対する起債は最優先とおっしゃいま
した。この特別な事態と申しますと、
な事態が起らない限りとおっしゃいま
した。この特別な事態と申しますと、
たとえていうと、水害があつて多くの
家が流されるときか、さういふ治水関係
における特別な事態は、これは今大臣
のおっしゃつた特別な事態と考えてい
いかどうか。

○国務大臣(竹山祐太郎君) 私は少し
慎重過ぎたかもしれませんが、災害が
起つたから住宅計画を打ち切るとい
うようなことは、実は予想しておりま
せん。財政計画全体が今の方向で進ん
でいくものと考えますけれども、これは
まあ生きた政治のことでありまして
から、何かまた変化が起らぬとも限らぬ
から、用心のために申しただけであ
ります。水害が起きて住宅計画を変更
する意思はありませんし、さういふこと
は予想しておりません。

○赤木正雄君 私はそれでは困るん
です。家を建てることはむろん大事であ
ります。が、家が流れてしまつて、ほ
んとくに耕地のない人、これは家を建
てるために起債を持つていくからすべ
てはあとにしろと言われては、耕す田
もないのでありますから、これは私は
特別な事態と考えるのが当然と思
うのです。あまり最優先に考えられては
困るので、さういふ場合には、私は住
宅が大事か、あるいは――住む所も大
事でありますから、やはりそれこそ耕地
も何もなくなつてしまつた、それでも
起債ができない、住宅の方に回します
から起債ができない。それでは困りま
すから、特別な事態といふことを十分
お考え下つて、さういふときは特別
の事態として、場合によつてはやむを
得ぬといふふうな考え方をお願いした
と思ひます。

それからもう一つは、実は大臣がお
見えになる前に、私は、この公営住宅建
設三カ年計画はあまりにさうやかまし
く言わなくても、簡単に審議していい
と思つたんですが、先ほど官房長のお

話で、どうも十五万五千戸そのものが関係課長の試算に基いておるというふうなことを言われたのです。それでははなはだ迷惑千万で、それなら三十万戸でも、百万戸にでも、なぜならなかつたかというのを言うたんです。

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。参考人の方々は御歸りをいただきますが、だいぶ暑いところを午前、午後にお越しなれば、お見通しでこれにしたと、この官房長のお話では、納得し難い。今の大臣のお話を聞きました、その点は了承いたしました。まあ私はこれで……

○国務大臣(竹山祐太郎君) もう申し上げる必要はなかりかと思ひますが、赤木先生の御心配の災害の問題は、私も取り違えておったかもしれせん。そういう御趣旨はよくわかりますが、私の申したのは、災害等のために住宅全体の既定計画を待たせるようなことは、私としてはいたさぬつもりで既定計画に進捗を、ということをし申し上げた次第でございます。

後段の問題は、お話の趣旨、何か言葉の上での説明が不十分だったかもしれせんが、これは事務的には、念には念を入れて、大蔵事務当局とは練り合つたものでありますから、どうぞ御安心をいただきますと思ひます。

○石原幹市郎君 ところでどうでしょう、大体質疑も尽きたようですから、議事進行をしては……

○委員長(石川榮一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 速記を始め、他に御質疑もないようでございますから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。参考人の方々は御歸りをいただきますが、だいぶ暑いところを午前、午後にお越しなれば、お見通しでこれにしたと、この官房長のお話では、納得し難い。今の大臣のお話を聞きました、その点は了承いたしました。まあ私はこれで……

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。参考人の方々は御歸りをいただきますが、だいぶ暑いところを午前、午後にお越しなれば、お見通しでこれにしたと、この官房長のお話では、納得し難い。今の大臣のお話を聞きました、その点は了承いたしました。まあ私はこれで……

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。参考人の方々は御歸りをいただきますが、だいぶ暑いところを午前、午後にお越しなれば、お見通しでこれにしたと、この官房長のお話では、納得し難い。今の大臣のお話を聞きました、その点は了承いたしました。まあ私はこれで……

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。参考人の方々は御歸りをいただきますが、だいぶ暑いところを午前、午後にお越しなれば、お見通しでこれにしたと、この官房長のお話では、納得し難い。今の大臣のお話を聞きました、その点は了承いたしました。まあ私はこれで……

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。参考人の方々は御歸りをいただきますが、だいぶ暑いところを午前、午後にお越しなれば、お見通しでこれにしたと、この官房長のお話では、納得し難い。今の大臣のお話を聞きました、その点は了承いたしました。まあ私はこれで……

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。参考人の方々は御歸りをいただきますが、だいぶ暑いところを午前、午後にお越しなれば、お見通しでこれにしたと、この官房長のお話では、納得し難い。今の大臣のお話を聞きました、その点は了承いたしました。まあ私はこれで……

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。参考人の方々は御歸りをいただきますが、だいぶ暑いところを午前、午後にお越しなれば、お見通しでこれにしたと、この官房長のお話では、納得し難い。今の大臣のお話を聞きました、その点は了承いたしました。まあ私はこれで……

気分を新たに、ことに住宅政策につきまして、重点の一つとして一生懸命やるつもりでありますから、どうぞよろしく願ひいたします。いろいろありがとうございました。

○委員長(石川榮一君) 御苦勞さんでした。それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにして、お述べを願ひたいと思ひます。

○近藤信一君 討論を省略して、直ちに採決をしていただきたいと思ひます。……〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(石川榮一君) 討論を省略して、直ちに採決をしていただきたいと思ひます。……〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(石川榮一君) 討論を省略して、直ちに採決をしていただきたいと思ひます。……〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(石川榮一君) 討論を省略して、直ちに採決をしていただきたいと思ひます。……〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(石川榮一君) 討論を省略して、直ちに採決をしていただきたいと思ひます。……〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認めます。よつて、さうに決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次、御署名を願ひます。

多数意見者署名
石井 桂 赤木 正雄
近藤 信一 武藤 常介
石原幹市郎 小澤久太郎
西岡 八郎 宮本 邦彦
北 勝太郎 村上 義一
湯山 勇 田中 一

○委員長(石川榮一君) 速記を始め、……〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 速記を始め、……〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 速記を始め、……〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 速記を始め、……〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 御異議ないと認めます。よつて、さうに決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は順次、御署名を願ひます。

多数意見者署名
石井 桂 赤木 正雄
近藤 信一 武藤 常介
石原幹市郎 小澤久太郎
西岡 八郎 宮本 邦彦
北 勝太郎 村上 義一
湯山 勇 田中 一

○委員長(石川榮一君) 速記を始め、……〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 速記を始め、……〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 速記を始め、……〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 速記を始め、……〔速記中止〕

○委員長(石川榮一君) 速記を始め、……〔速記中止〕

2 内閣総理大臣は、前項の規定により建設線の基本計画を決定したときは、遅滞なく、これを国の関係行政機関の長に送付するとともに、政令で定めるところにより、公表しなければならない。

3 前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、同項の公表の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、国の行政機関の長にその意見を申し出ることができる。

4 前項の規定による意見の申出があつたときは、国の行政機関の長は、これをしんしやくして、必要な措置を採らなければならない。(建設線の基本計画と関連する事項の調整)

第六条 内閣総理大臣は、第一条の目的を達成するため、建設線の基本計画に於て必要があると認めるときは、次に掲げる事項に關し、国の行政機関の長の処分について必要な調整をすることが出来る。

一 国土開発縦貫自動車道に接続する主要な道路又は一般自動車道の整備又は建設

二 国土開発縦貫自動車道沿線における新都市又は新農村の整備又は建設

(建設費)
第七條 建設線の基本計画に基く国土開発縦貫自動車道の建設に必要な資金については、これを財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の二の規定により統制費とすることが出来る。

(資金の融通のあつせん)
第八條 政府は、建設線の基本計画

に於て必要があると認めるときは、第四条の規定による免許を受けた者又は国土開発縦貫自動車道に接続する一般自動車道について当該事業の免許を受けた者に對し、当該路線の建設に必要な資金の融通をあつせんすることが出来る。

(損失補償と相まつ生活再建又は環境整備のための措置)
第九條 国土開発縦貫自動車道又は第四条の規定による一般自動車道の建設に必要な土地等を供したため生活の基礎を失う者がある場合においては、政府は、その者に対し、政令で定めるところにより、その受ける補償と相まつて行うことを必要と認める生活再建又は環境整備のための措置について、その実施に努めなければならない。

(基礎調査)
第十條 政府は、すみやかに建設線の基本計画の立案のために必要な基礎調査を行わなければならない。

(審議会の設置)
第十一條 総理府に国土開発縦貫自動車道建設審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)
第十二條 審議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

一 建設線の基本計画に關し調査審議すること。

二 建設線の建設に要する資金の調達及びその融通のあつせんに關し調査審議すること。

三 国土開発縦貫自動車道に接続する主要な道路又は一般自動車道の整備又は建設に關し調査審議すること。

四 国土開発縦貫自動車道の沿線における新都市又は新農村の整備又は建設に關し調査審議すること。

五 その他第一条の目的を達成するために必要な事項に關し調査審議すること。

(組織)
第十三條 審議会は、会長及び委員二十八人以内をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 大蔵大臣
二 農林大臣
三 通商産業大臣
四 運輸大臣
五 建設大臣
六 自治庁長官
七 経済企画庁長官
八 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 八人
九 參議院議員のうちから參議院の指名した者 五人
十 半導体経験がある者のうちから内閣総理大臣が任命する者八人以内

4 前項第十号に掲げる委員の任期は、三年とする。ただし、再任されることが出来る。

5 会長及び委員は、非常勤とする。
(関係都道府県知事の意見の聴取)
第十四條 審議会は、その所掌事務を処理するため必要があるときは、関係都道府県知事の出席を求め、その意見をきくことが出来る。
(資料の提出)
第十五條 国の関係行政機関の長

は、審議会の求めに應じて、資料の提出、意見の陳述又は説明をしなければならない。
(政令への委任)
第十六條 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中海外移住審議会の項の次に次の一項を加える。

別表
国土開発縦貫自動車道建設審議会
第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を調査審議すること。

路線名	起 点	終 点	主たる経過地
中央自動車道	東京都	吹田市	神奈川県津久井郡相模湖町附近 富士吉田市附近 静岡県安部郡井川村附近 飯田市附近 中津川市附近 小牧市附近 大垣市附近 大津市附近 京都市附近
東北自動車道	東京都	青森市	浦和市附近 館林市附近 宇都宮市附近 福島市附近 仙台市附近 盛岡市附近 秋田県鹿角郡十和田町附近
北海道自動車道	函館市	稚内市	札幌市附近 札幌市附近
中国自動車道	吹田市	下関市	兵庫県加東郡滝野町附近 津山市附近 三次市附近 山口市附近
四国自動車道	徳島市	松山市	池田市附近 高知市附近
九州自動車道	門司市	鹿児島市	福岡市附近 鳥栖市附近 日田市附近 熊本市附近 小林市附近

昭和三十年七月十八日印刷

昭和三十年七月十九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局